

65 農林業の収益性向上に向けた生産・流通・販売 対策の充実・強化について

【農林水産省】

【提案・要望】

農林業を良質な「雇用の場」とするため、品目別戦略の再構築を図り、農林業産出額の増大と低コスト化、差別化を進め、農林業所得の向上の実現に必要な生産・流通・販売対策の充実・強化を図ること

<収益性向上対策の充実・強化>

1 産地計画を基盤とした産地の強化

- (1) 兼業農家を含む産地や担い手への支援強化による農業所得向上を図るため、必要な生産施設・機械整備に対する予算の拡充を図ること
- (2) 園芸産地の体質強化を図るため、スマート農業など革新的な技術の導入促進を図る施策を強化すること
- (3) 果樹産地の体質強化を図るため、樹園地の基盤整備に対する予算の拡充を図ること

2 米の生産目標数量廃止に伴う水田農業の経営安定、水田フル活用の推進

- (1) 米政策の見直しの実施にあたっては、地域営農に混乱を招かないよう、十分な情報提供と環境整備を行うとともに、需要に応じた米生産が行われるよう全国的な調整機能を有する仕組みを設置すること
- (2) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少緩和対策（ナラシ対策）の十分な予算確保を図ること
- (3) 水田フル活用のため、高収益作物など地域振興作物の拡大や二毛作、耕畜連携等を支援する産地交付金や戦略作物助成等の十分な予算確保及び長期にわたり安定的な制度とすること

3 米・麦・大豆種子の安定供給体制の維持

- (1) 主要農作物種子法廃止後も、県の種子生産体制に係る役割を明確にし、種子の安定供給が行われるよう適切な措置を講じること

4 畜産業への支援強化

- (1) 地域の需要に応じたWCSや飼料用米の生産拡大と畜産農家の利用拡大を図るため、畜産農家を主体とした耕畜連携による専用の機械や乾燥・保管施設の導入に対する支援を行うこと
- (2) 海外の家畜伝染病発生国からの高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の侵入防止を徹底するため、引き続き侵入経路等の分析と原因究明を行うとともに、水際防疫のさらなる強化を図ること
また、本県へのこれら疾病の侵入リスク低減のため、平成27年9月に日中韓3か国の農業大臣間で交わした「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」に基づく疾病の予防や制圧対策の取組について、さらに積極的に連携して対応すること

5 農業農村整備の促進について

- (1) 国境離島新法の創設趣旨に鑑み、国境離島地域における国庫補助率を奄美諸島と同等以上に引き上げること
- (2) 地方の財政負担軽減のため、地方負担の起債に係る交付税充当率の引上げ、及び農地の基盤整備関連ソフト事業の適債化を図ること

【提案・要望】（つづき）

- (3) 農業競争力強化のためには、高収益作物の作付けが可能となる水田の汎用化に加えて畑地の整備促進も不可欠であることから、畑地の整備事業のガイドラインを水田と同等以上に引上げること
- (4) 水利施設整備事業「基幹水利施設保全型」について、離島地域等の農業継続のため、農家負担の軽減措置を図ること
- (5) 国営土地改良造成施設についてインフラ長寿命化の観点から、国において計画的な点検診断及び更新を図ること
- (6) 農山漁村地域整備交付金の水田の農地整備事業において、畑地帯担い手育成型と同様、中山間地域における面積要件を緩和すること
- (7) 農地の基盤整備事業の実施にあたって、換地手続きにおける未相続や不在地主農地の権利者同意の緩和（1筆1権利）を行うこと
- (8) 農地中間管理機構が借り入れた農地の基盤整備に取り組む場合の面積要件を既存の農地整備事業要件より緩和すること

6 森林・林業・木材産業の活性化への支援強化

- (1) 木材の安定供給に向けて、間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進するとともに、木材利用の拡大・促進、木材産業の体制の整備など川上から川下までの総合的な取り組みに対して継続的に予算の確保を図ること
- (2) 公共建築物等における木材の利用を促進し、国産材の需要を拡大するため、JAS工場認定取得及び公共建築物等の木造・木質化に向けた支援を行うこと
- (3) 建築基準法の改正に伴い、CLTなどの新たな製品・技術開発の普及に向けた支援をすること
- (4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連施設に多くの国産材が使われることで、木材利用に対する国民の機運が高まることが期待されるため、国産材を積極的に活用すること

7 コスト縮減対策の強化

- (1) 本県の農業競争力強化を図るためには、高止まりしている施設建設費や生産資材のコスト縮減が必要であり、耐候性ハウスの低コスト化などの技術開発を図ること

8 GLOBALG. A. P. 等の認証取得支援の継続

- (1) 平成28年度補正予算で事業化された国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業の継続を図ること

9 農家所得向上に繋がる流通・加工構造の確立

- (1) 生産者、消費者、流通関係者等の意見を十分に踏まえ、新しい流通システムを構築すること
- (2) 全農や各農協が実需者・消費者との直接販売の拡大に取り組むに当たり、産地で必要となる加工・業務用野菜の安定生産技術の確立、農産物の集出荷貯蔵施設や直売所の整備等に対する支援や、実需者・消費地に高品質な青果物を供給するための物流システムの安定確保や効率化に向けた取組に対する支援の充実を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

本県は、農林行政の基本方針と施策の方向性を示す「新ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定し、「生産・流通・販売対策」を軸としたしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで、人を呼び込み、地域がにぎわう社会の実現を目指すこととしている。

同様に国においても、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指しているところである。

さらに、国は、平成27年3月に「新たな農林水産研究基本計画」を決定し、生産現場等が直面する課題を速やかに解決するための研究開発を最優先課題に位置づけ、普及組織・担い手等と協働した研究開発を強力に推進することとしている。

本県にとって、農林業は大切な基幹産業であり、農林業を良質な「雇用の場」とするため、品目別戦略の再構築を図り、農林業産出額の増大と低コスト化、差別化を進めることで、依然として全国平均より低位にある農業所得の向上が期待される。

【提案・要望の経緯】

＜本県の現状＞

本県は、離島・半島が多く耕地条件に恵まれない中、地域の特性を生かした農林業を展開し、野菜・花など収益性の高い園芸作物の生産拡大、肉用牛の生産振興に取り組んだ結果、全国的に農業産出額が減少する中、本県ではこの10年間で13.6%増加し、伸び率は全国2位となっている。

しかしながら、本県の農業産出額は全国22位、経営耕地面積10a当たりの粗収益は13位と全国でも高位となっているが、農業産出額に占める生産農業所得の割合が41位と低位に留まっており、依然として本県農業者の所得は低い。

＜必要な取組み＞

このため、産地の維持・拡大を図るためには、米や野菜、果樹、畜産物、木材など品目ごとに現状分析を行い、収益性を向上させるための戦略を再構築し、農林業者がしっかり稼ぐ仕組みを構築する必要がある。

さらに、品目別戦略の再構築に加え、県産農林産物の差別化とブランド化の向上、販売店等のニーズに対応した販売対策や輸出の拡大、効率的な集出荷体制の確立など、品目を横断する取組を強化する必要がある。

また、加工業務用産地の育成・拡大と食品産業との連携推進を図るなど、農林業の6次産業化や農商工連携等を進め、県産農林産物の付加価値向上に向けた取組を推進する必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

＜収益性向上対策の充実・強化＞

1 産地計画を基盤とした産地の強化

（産地基盤の強化）

兼業農家を含むJA生産部会や農業法人等自らが産地計画を策定し、関係機関一体となって販売額増加を目標に進めてきた結果、県下全体の産地計画の販売額は順調に伸びてきました。

しかしながら、一方では収量の伸び悩みや生産コストの増大、担い手の高齢化等による産地規模の縮小への懸念など課題を抱える産地も現れ、今後、更なるコスト縮減、イノベーションの普及、労働生産性の向上、定時・定量・定質出荷体制の強化等により収益性を向上し、産地基盤を強化する必要があります。

また、樹園地においては、産地の若返り、樹園地の集団化、担い手への集積を図るために、基盤整備による生産効率の高い樹園地を整備する必要があります。

【1】この要望にかかる背景について（つづき）

2 米の生産目標数量廃止に伴う水田農業の経営安定、水田フル活用の推進

（全国的に潜在的な米の過剰に対する改善）

国民の米消費の減少や民間の過剰在庫により、近年米価が下落傾向にあります。このため国は、都道府県ごとに生産数量目標を掲げるとともに、更なる推進目標（深掘）である自主的取組参考値を設定し強力に推進するなど本県も一体となって取り組んでいます。

なお、本県では、米消費量約8万トンに対し生産量約6万トンと消費県でありながら、生産調整にも積極的に取り組んでいます。

このような中、米政策の見直しにおいては、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況を、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととしていますが、生産現場には制度変更への不安があります。

（水田フル活用の推進）

中山間地域など条件不利地域が多いため、水田においても水田活用の直接支払交付金の交付面積のうち野菜などが3割を占めるなど、地域振興作物等産地交付金や戦略作物助成等を活用した水田利用の推進が重要となっています。また、二毛作助成及び耕畜連携助成は水田裏作の拡大や自給飼料の生産性向上など水田フル活用に必要な取組であります。平成29年度から産地交付金化されたことから、これまでの単価が継続できるよう十分な予算の確保が必要となっています。

3 米・麦・大豆種子の安定供給

主要農作物種子法では、県は米・麦・大豆種子の原種等生産が義務付けられており、県、関係団体、農業者による供給体制が整備されています。しかしながら、根拠となる法律が廃止されると、種子の供給体制や生産現場に大きな混乱を招くことが予想されます。このため、主要農作物種子法廃止後も、生産者に対して種子が安定供給されるように、供給体制の維持が必要です。

4 畜産業への支援強化

（飼料用米の安定確保）

飼料用米の生産には、多収性専用品種の導入が必要ですが、主食用米への混入を完全に避けるためには、専用機械（コンバイン）を導入して収穫を行う必要があります。一方で、国庫事業において、飼料用米専用の収穫機械については、従来の主食用米の機械を活用可能であるため、との理由で補助事業の対象となっていませんが、飼料用米の生産拡大と混入防止のためには、専用機械の導入を推進する必要があります。

（水際防疫対策と家畜の防疫強化対策）

高病原性鳥インフルエンザが、平成28年11月以降、国内で青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県で発生、同時期に韓国、中国でも同じタイプのウイルスによる発生が確認されています。また、口蹄疫についても、平成29年2月に韓国で新たな発生が確認されており、中国でも発生が継続しています。本県に地理的に近いこれらの国で発生が相次いでいることから、本県へのこれらの疾病の侵入リスクが高まっています。

海外からの家畜の伝染性疾病の病原体の持込を阻止するために、動物検疫制度があり、農林水産省動物検疫所がその業務を担当しています。また、指定検疫物が輸入できる港や空港は全国に97か所あり、県内では長崎空港、長崎港、厳原港及び比田勝港の4か所が指定港となっています。

しかしながら、近年、外国からのクルーズ船の入港が急増しており、指定港でない港への寄航もあることから、これらの旅客に対する畜産物の持ち込み禁止の注意喚起が必要です。

5 農業農村整備の促進について

（農業農村整備の現状）

国境離島地域では、農業者の減少が著しく、継続的な営農が可能となる農業生産基盤整備及び担い手農家への農地集積が不可欠な状況です。また、離島地域や中山間地域を多く抱える本県は、平場地域より基盤整備に係る費用が高く、整備期間が長期化しています。

担い手への農地集積は、基盤整備完了地区では一定進んでいるものの、離島や中山間地、傾斜地にある果樹園等の未整備農地の集積が進んでおらず、農地集積を加速化するには、担い手が借り受ける農地の整備が急務となっております。

今後、農地の基盤整備を計画的に進めていく必要がありますが、水田に比べ畑整備における国のガイドラインが低いこと、農地整備関連ソフト事業が非適債であることから、財政基盤が厳しい本県では事業推進の足かせとなっている状況です。

【1】この要望にかかる背景について（つづき）

（農業水利施設の現状）

さらに、近年、農業水利施設の多くは老朽化しており、営農面のみならず国土強靱化の対策としても、長寿命化・耐震化対策等の推進が必要となっています。特に、規模が大きい国営土地改良造成施設や農業者の減少が著しい離島地域の土地改良施設の適切な保全が急務となっています。

（不在地主等の存在による基盤整備の困難性）

このほか、農地整備事業予定地域において、相続手続き未了等により権利者が膨大になっています。権利者の中には所在不明者等、意思確認の取れない者も含まれるため調査調整に多大な労力と時間を要しています。また、相続に伴う多数の関係権利者から同意が得られない場合、基盤整備を実施できないことや不整形な整備を余儀なくされることがあります。

6 森林・林業・木材産業の活性化への支援強化

（木材の安定供給に向けた総合的な取組への支援）

地域の創意工夫を生かし、木材の安定供給を図るための条件整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制整備など川上から川下までの対策に総合的に取り組むことで、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、林業及び木材産業の活性化を図る必要があります。公共建築物等の木造化・木質化は、「長崎県公共建築物木材利用促進方針」に基づき、木材利用の促進を図り、地域材利用を喚起する取組等により木材利用に係る意識が醸成されるなど一定の成果は得られたものの、全国的にみても木造率が11.7%と一般住宅の59%と比べて低い状況にあります。

また、中高層建築物等への利用が期待されているCLTについては、平成28年度に建築基準法が改正され、平成29年度からの「CLT普及に向けた新たなロードマップ」ではCLTを活用した先導的建築物の施工者及び設計者の育成を進めていくこととされています。県内にCLT関連の工場等がない本県にとっては、CLTの普及について独自に取り組む事は困難なことから十分な支援が必要であり、今後、CLTを利用した建築物に係る一般的な設計方法の確立、生産体制の整備等を着実にを行い、中高層建築物の木造化に必要となる耐火部材等の開発・普及、一般流通材を活用した低コストでの建築事例の普及、木材建築に携わる人材育成等を進めることになってはいますが、これらを普及させるための支援内容が具体的に示されていません。

政府は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム」を設置し、競技施設などでの国産材利用を推進しています。また、東京都は「ALL JAPAN&TOKYOプロジェクト」において、大会関連施設の国産材利用を促進するとともに、都内イベントで他県産木材のPRを実施することとしています。これらの取組により、国産材利用に対する国民の機運が高まり、大会関連施設に県産材が使われることになれば、その魅力を発信する絶好の機会となることから、県産材の需要拡大が期待されます。

7 コスト縮減対策の強化

（本県の農業所得の現状）

本県の農業産出額は全国22位となっていますが、農業産出額に占める生産農業所得の割合は41位と低位に止まっています。

また、本県ではトマトやきくなどについて、低コスト耐候性ハウスを推進し、農業者の規模拡大と産地の維持、拡大を図っていますが、近年、生産資材や施設建設費の高止まりにより、農業者の所得が伸び悩んでいます。

8 GLOBALG. A. P. 等の認証取得支援の継続

GAPについては、本年3月に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が公表した、持続可能性に配慮した農産物の調達基準において、JGAP Advance、GLOBALG. A. P. 等の認証取得を要件とするなどの動きがあり、本県としても、GAPの実践、認証取得は、農産物の信頼性向上、環境負荷低減、労働安全等にも役立つことから、県農業の持続的発展に向け、法人化や輸出を検討している農業者を中心に、その推進を図っていくこととしております。

9 農家所得向上に繋がる流通・加工構造の確立

農業競争力強化プログラムの一環として、生産者に有利な流通・加工構造の確立に向けて取組みが進められておりますが、既存の卸売市場等が果たしてきた役割を踏まえた検討が必要です。

また、本県では、食の多様化や外部化等を背景に、実需者からのニーズの高まりに対応できるよう、タマネギ等の加工・業務用野菜をはじめ、直接販売が可能な加工・業務向けの青果物の生産拡大を図っているところです。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

＜収益性向上対策の充実・強化＞

1 産地計画を基盤とした園芸産地の強化

（産地計画の着実な推進）

産地計画は平成28年から32年の5年間計画であり、省力機資材の導入や新たに開発された技術の普及、産地の核となる集出荷施設の整備等、計画的な取組に対する支援が必要です。

また、産地や地域農業の担い手が規模拡大等に必要となる、機械導入等に対する支援が必要となります。特に経営体育成支援事業については事業要望も多いことから、十分な予算の確保を行う必要があります。

2 米の生産目標数量廃止に伴う水田農業の経営安定、水田フル活用の推進

（経営安定・安定供給のための備え）

T P Pの大筋合意など環境の変化を受け、農業者が安心して水田農業に取り組めるように経営所得安定対策の維持・継続が必要であるとともに、米政策の見直しの実施にあたっては、引き続き需要に応じた米生産が行われるよう、全国的な調整機能を有する組織を設置する必要があります。

3 米・麦・大豆種子の安定供給体制の維持

（安定供給に向けた県の役割）

主要農作物種子法廃止後の混乱を回避するため、これまで安定供給体制に重要な役を担ってきた県の役割を明確にすることが必要です。

4 畜産業への支援強化

（飼料用米の安定確保）

飼料用米の生産については、水田活用の直接支払交付金において、数量払いであることや多収性専用品種への取組に応じて追加配分される仕組みとなっており、飼料用米生産で収入を高めるためには多収性専用品種の導入が必要ですが、主食用米への混入を避けるために導入が進まない状況です。

（指定港や指定港以外での水際防疫対策の強化）

家畜伝染性疾患の侵入経路等の分析と原因究明及び、国内への侵入を防ぐために、空海港での入国者への靴底消毒・車両消毒や、旅客への注意喚起、手荷物で持ち込まれる畜産物の動物検疫措置について、的確かつ継続した更なる強化が必要となります。

5 農業農村整備の促進について

（国境離島地域の国庫率嵩上げ）

国境離島地域では、内地に比べ建設資材等が高く、生産基盤整備に要する費用も高い傾向にあり、また、関係する農家戸数も少ないことから、農家の事業負担に対する同意が得られ難いため、更なる農家負担軽減が必要な状況です。

（地方負担の軽減措置）

離島や中山間地域を多く抱える本県では、平場地域に比べて生産基盤整備に要する費用が高く、事業に対する自治体負担が大きくなり、計画的な事業推進に支障を来しております。

更なる生産基盤の整備促進を図るため、地方負担の軽減策が必要な状況です。

（畑地整備の国のガイドライン引上げ）

農地の基盤整備において、地方債の上限等を示した国のガイドラインでは、農地整備のうち水田整備の県率27.5%に対し、畑地では25%であるため、畑地の整備の推進に支障を来しています。

（離島地域における水利施設整備事業「基幹水利施設保全面」の拡充）

内地に比べて条件が厳しい離島地域の農業を継続するには、造成された土地改良施設の適切な保全管理が不可欠ですが、水利施設整備事業のうち、小規模施設の保全を行う「地域農業水利施設保全面」では、離島地域の国庫補助率が内地より5%高いのに対し、大規模施設の保全を行う「基幹水利施設保全面」では、離島地域の国庫補助率が内地と同率であるため、事業の推進に支障を来しています。

【2】この要望にかかる課題・問題点について（つづき）

（土地改良造成施設の計画的な点検診断・更新等）

国営造成施設等の長寿命化や更新は、施設規模が大きく、広域に影響を及ぼすため、管理の域を超えた長寿命化や更新は、財政面・技術面から、管理者で行うことが難しい状況です。

（農山漁村地域整備交付金の水田の農地整備事業の要件緩和）

農山漁村地域整備交付金の水田の農地整備事業において、補助事業である農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）では、中山間地域における面積要件が10ha以上であるのに対し、交付金では、20ha以上であり、中山間地域を多く抱える本県では事業の推進に支障を来しています。

（不在地主の存在による基盤整備できない理由）

農地整備事業実施にあたり、相続手続き未了等により権利者が膨大になっており、換地手続きに支障を来しております。

具体的には、一つの土地に対して所有権等に基づく一人の権利者と、一つの土地に対して相続等による所有権移転に伴う複数の権利者各人が同等に扱われているため、権利者会議において、後者の割合が高い場合、事業実施に影響を及ぼすこととなります。このため、一つの土地に対して一つの同意で事業が施行できる制度改正が必要となります。

（農地中間管理機構が借り入れた農地の基盤整備の面積要件緩和）

傾斜地にある樹園地等では、高齢化の進行と担い手不足により耕作放棄地化が進み、産地の維持が困難な状況となっています。このため、農地中間管理事業を活用して基盤整備を実施し担い手への農地集積を進める必要がありますが、園地は団地規模が小さいことから農地整備事業の面積要件（現状は中山間地10ha以上）の大幅な緩和が必要な状況です。

6 森林・林業・木材産業の活性化への支援強化

（木材の安定供給に向けた総合的な取組への支援）

川上から川下まで地域の創意工夫による弾力的かつ機動的な取組を可能とする事業は、森林・林業・木材産業を活性化させていくために不可欠な事業であることから、「次世代林業基盤づくり交付金事業」及び「合板・製材生産性強化対策事業」の継続と必要な財源の確保及び予算の拡充が必要となります。

J A S 認定工場を取得するためには、技術者等の養成研修や J A S 認定手数料などに費用がかかり負担となっているため、県内の J A S 認定取得は進んでいないことから、これらに対する支援が必要であります。

県産材の生産量が増加している中、その需要先として民間部門の波及効果が期待される公共建築物の木造・木質化を進めていく必要がありますが、平成28年度まで1/2であった補助率が、平成29年度以降は、新規性があり、モデル性の高いものは補助率1/2、それ以外は補助率15%へ変更となっており、支援の拡充が必要となっております。

平成28年度の建築基準法改正に伴い、C L T 建築の本格的普及や技術開発に向けて、一般的な設計方法の確立や生産体制を整備するために告示内容の解説書や設計施工マニュアルを整備されましたが、C L T を一般的な建築方法として定着させるため、木造建築に携わる人材育成を進めるための設計・実務者向けの講習会の開催やパンフレットを作成して、C L T 工法に取り組みやすい環境を整えることが必要です。また、C L T を使った先導的な建築物への支援の拡充が必要となります。

東京オリンピック・パラリンピック関連施設への木材利用については、各道府県毎に取り組んでいますが、国や都において、調達方法・スケジュールや実施時期など連携して取り組む必要があります。

7 コスト縮減対策の強化

本県の農業競争力強化と農業者の所得向上を図るためには、多収化や高品質化、ブランド化による生産額の増加に加え、生産コストの縮減による農業所得の増加に取り組むことが必要です。

【2】この要望にかかる課題・問題点について（つづき）

8 GLOBALG. A. P. 等の認証取得支援の継続

（農業者、団体のGAPの必要性の理解とそれに向けた指導員の養成）

オリンピック・パラリンピックをはじめとした国際的なイベントにおける食材提供や輸出等に取り組む場合、GAPの実践、認証取得が必須となることから、産地ではその取得に向けた機運が醸成されつつあります。しかしながら、現在、県内や近県にGAPを指導できるコンサルタントがない中、地域内において、普及指導員、営農指導員等をGAP指導員として養成し、農業者への指導体制を構築することが必要となっています。

9 農家所得向上に繋がる流通・加工構造の確立

（直接流通による産地での負担増の懸念と安定した生産と供給体制の確立）

これまで、中間流通が果たしてきた役割を十分に検証した上で、直接流通の仕組みづくりが必要です。また、実需者が求める品質の加工・業務向け青果物を安定生産するためには、生産現場における技術導入や施設整備を進めるとともに、実需者や大消費地から遠距離にある本県の事情を踏まえ、コストを抑えつつ、品質を保ちながら安定供給する物流システムの確立が必要です。

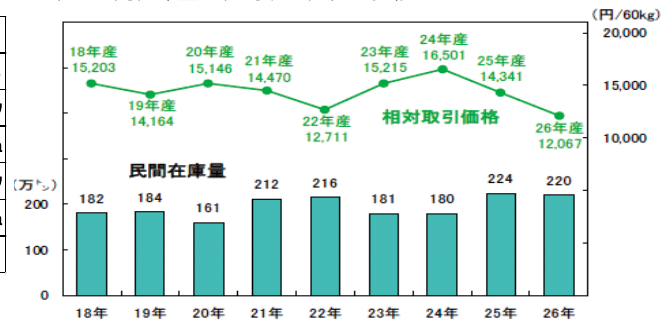
○農業所得に係る各県との比較

| | 総農家数 | | 一戸当たり 経営耕地面積 | | 農業産出額 | | 生産農業所得 | | 農業算出額に 占める 農業所得の 割合 | | 推定粗収入 | | 推定農業所得 | |
|-----|-----------|----|-----------------|----|--------|----|--------|----|------------------------------|----|--------|----|--------|----|
| | 戸 | | ha/戸 | | 億円 | | 億円 | | % | | 千円/10a | | 千円/10a | |
| | 2015センサス | 順位 | 2015センサス | 順位 | H27 | 順位 | H27 | 順位 | H27 | 順位 | H27 | 順位 | H27 | 順位 |
| 全国 | 2,155,082 | | 1.60 | | 88,631 | | 32,698 | | 36.9 | | 257 | | 95 | |
| 九州 | 308,799 | | 1.25 | | 17,541 | | 5,842 | | 33.3 | | 454 | | 151 | |
| 宮崎県 | 38,428 | 27 | 1.20 | 21 | 3,424 | 5 | 918 | 12 | 26.8 | 47 | 743 | 1 | 199 | 6 |
| 三重県 | 42,921 | 24 | 0.99 | 22 | 1,091 | 29 | 368 | 30 | 33.7 | 35 | 257 | 34 | 87 | 37 |
| 大分県 | 39,475 | 26 | 0.92 | 23 | 1,287 | 25 | 472 | 25 | 36.7 | 22 | 354 | 22 | 130 | 24 |
| 長崎県 | 33,802 | 30 | 0.91 | 24 | 1,553 | 22 | 493 | 24 | 31.7 | 41 | 505 | 13 | 160 | 14 |
| 群馬県 | 50,084 | 19 | 0.90 | 25 | 2,550 | 10 | 784 | 16 | 30.7 | 45 | 566 | 9 | 174 | 12 |
| 鳥取県 | 27,713 | 37 | 0.89 | 26 | 697 | 38 | 254 | 40 | 36.4 | 24 | 283 | 32 | 103 | 33 |
| 埼玉県 | 64,178 | 8 | 0.84 | 27 | 1,987 | 17 | 722 | 18 | 36.3 | 25 | 369 | 20 | 134 | 21 |

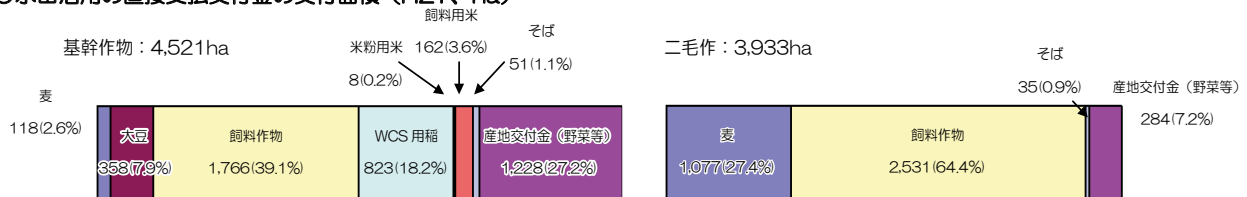
○米の平成29年度への生産数量目標（国配分）

| | 長崎県 | | | 全国（参考） | | |
|-----------|----------|----------|---------|--------|--------|---------|
| | H29年産 | H28年産 | H29-H28 | H29年産 | H28年産 | H29-H28 |
| 生産数量目標 | 61,511㌧ | 62,180㌧ | △669㌧ | 735万㌧ | 743万㌧ | △8万㌧ |
| 面積換算値 | 12,842ha | 12,981ha | △139ha | 139万ha | 140万ha | △1万ha |
| 自主的取組参考値 | 61,344㌧ | 61,511㌧ | △167㌧ | 733万㌧ | 735万㌧ | △2万㌧ |
| 面積換算値 | 12,807ha | 12,842ha | △35ha | 138万ha | 139万ha | △1万ha |
| 主食用面積（参考） | - | 12,000ha | - | - | 138万ha | - |

○米の民間在庫量と相対取引価格の推移



○水田活用の直接支払交付金の交付面積（H27、ha）

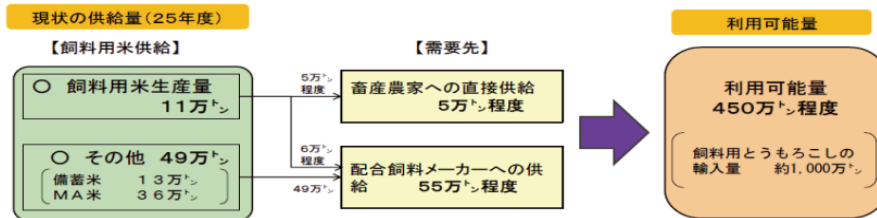


○平成28年産指定種子生産圃場、指定原種生産圃場実績

| 作物名 | 品種名 | 指定種子生産圃場 | | 指定原種生産圃場 | | 生産地(JA) |
|-----|---------|----------|----------|----------|----------|------------------|
| | | 指定面積(a) | 生産実績(kg) | 指定面積(a) | 生産実績(kg) | |
| 水稲 | コシヒカリ | 1,200.00 | 33,140 | 10 | 300 | ながさき西海 |
| | つや姫 | 321.8 | 9,520 | 10 | 340 | 彦岐市 |
| | おてんとそだち | 80 | 3,000 | 20 | 540 | 長崎県央 |
| | ヒノヒカリ | 6,655.20 | 207,260 | 80 | 2,560 | ながさき西海、長崎県央、島原雲仙 |
| | にこまる | 4,764.80 | 142,300 | 40 | 1,280 | 長崎県央、島原雲仙、彦岐市 |
| | 山田錦 | 28.6 | 960 | - | - | 長崎県央 |
| | ヒヨクモチ | 284.9 | 9,300 | - | - | 長崎県央 |
| 麦 | シロガネコムギ | 1,160 | 31,050 | 45 | 900 | 長崎県央 |
| | チクゴイズミ | 875 | 17,850 | 20 | 420 | 島原雲仙 |
| | ミナミノカオリ | 101 | 3,360 | - | - | 島原雲仙 |
| | 長崎W2号 | 259 | 8,010 | - | - | 島原雲仙 |
| | ニシノホシ | 1,121 | 31,175 | - | - | 彦岐市 |
| | はるか二条 | 1,380 | 41,675 | 120 | 3,000 | 長崎県央 |
| | 御島稈 | 340 | 7,170 | 20 | 390 | 長崎県央 |
| | 大豆 | フクユタカ | 1,261.00 | 6,960 | 70 | 840 |

○本県における飼料用米の需給状況

| | | H26年産 | H27年産 |
|------|------|--------|---------|
| 耕種農家 | 作付面積 | 125ha | 106ha |
| | 生産量 | 750トン | 636トン |
| 畜産農家 | 希望数量 | 888トン | 1,086トン |
| | 差し引き | ▲138トン | ▲450トン |



○我が国における家畜伝染病の発生状況

<口蹄疫>

<高病原性鳥インフルエンザ>

- ・平成27年 岡山県、佐賀県
- ・平成28年 北海道、青森県、新潟県、熊本県、宮崎県

我が国周辺国における口蹄疫発生状況(2014年以降)

| | 発生年(○:発生あり) | | | |
|------|-------------|------|------|------|
| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 中国 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 香港 | ○ | ○ | ○ | |
| 韓国 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 台湾 | | | | |
| モンゴル | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ロシア | ○ | | | |

※これらの国は現在も非汚染国

我が国周辺国における鳥インフルエンザ発生状況(2014年以降)

| | 発生年(○:発生あり) | | | |
|-----|-------------|------|------|------|
| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
| 中国 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 香港 | ○ | | ○ | |
| 韓国 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 台湾 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ロシア | ○ | | | ○ |

韓国における鳥インフルエンザ発生状況(2016年11月以降)

| | ウイルス亜型 | | | |
|------|--------|------|----|-----|
| | H5N6 | H5N8 | H5 | 合計 |
| 発生件数 | 343 | 38 | 2 | 383 |

※殺処分羽数: 3,787万羽

(H29.4.10現在)

【提案・要望】

＜攻めの農林業の推進＞

内外の市場を積極的に取り込み、農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出すため、輸出促進や地域内流通、6次産業化など攻めの農林業を強力に推進すること

1 輸出の促進

- (1) 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること
- (2) 特に、条件が厳しい中国に対して、本県特産のイチゴ、柑橘や牛肉など輸入品目の拡大を働きかけること

2 地域内流通や6次産業化の推進

- (1) 地域内流通を促進するための直売所等拠点施設の集荷・配送機能強化等への支援、地域資源を活用した交流人口の拡大に向けた受入体制整備等への支援について強化を図ること
- (2) 農林業者等の6次産業化の推進と計画達成に向け、必要な予算の確保を図ること
- (3) 現在、国家戦略特区において容認されている、農用地域内での農家レストランの設置について、早急に全国展開を図ること

3 競争力の強化に向けた地方公設試の機能高度化

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営の実現や品目別の生産・流通上の課題等の速やかな解決に向け、公設試自体の研究開発能力を高めることが必要であることから、機器整備・設備整備、人材育成面での支援の充実を図ること

【1】この要望にかかる背景について

＜攻めの農林業の推進＞

1 輸出の促進

（諸外国の輸入検疫条件の緩和）

農畜産物を諸外国に輸出するためには、相手国の検疫条件を満たす必要があります。アジア地域のうち、香港やシンガポールへの輸出においては、植物防疫証明書なしで輸出することができますが、その他の国・地域においては、各国においてそれぞれの検疫条件が付されています。

特に、中国においては、現在、リンゴ、ナシ以外の青果物の輸出は認められず、政府間の検疫条件の緩和要請・協議への更なる取組など、輸出を可能とするよう働きかけを強化する必要があります。

2 地域内流通や6次産業化の推進

（本県の農産物直売所の現状）

農産物直売所は、中山間地域など一定の産地規模が形成困難な地域や、担い手が不在な地域において、稼ぐ仕組みを構築していくうえで重要な役割を果たしています。

しかし、本県は過去5年間で人口が9.5%減少するなど、購買者数が急激に縮小していることもあり、本県農産物直売所の販売額は伸びが鈍化傾向にあります。

あわせて、出荷生産者の高齢化により出荷者の減少も危惧されております。

【1】この要望にかかる背景について（つづき）

（グリーン・ツーリズムの現状）

本県では、修学旅行生を中心に宿泊客数が6万人達するなど、グリーン・ツーリズムは地域振興の一翼を担っています。また、農林漁業体験民宿開業者が高齢化してきており、新たな担い手の確保・育成が必要となります。

（6次産業化に関する取組数及び事業規模の増大）

6次産業化サポートセンターの運営実績の中で、プランナーによる相談件数が平成26年度は253件、平成27年度は285件と増加傾向にあります。今後、事業計画を固めるにあたって、加工設備等の導入要望が増える可能性があります。

なお、平成28年度には、HACCP対応の水産加工場を整備し、国予算約8億円に対し、交付金ベースで1億円（総事業費約4億円）と大規模な施設を整備した事業者もいます。

3 競争力の強化に向けた地方公設試の機能高度化

（本県におけるこれまでの研究成果）

本県では、生産現場の課題解決に直結し、農業者や加工・流通業者の実践に役立つ技術開発と、環境保全、消費者の食の安心・確保のための技術開発を目指しています。

近年の成果としては、びわ「なつたより」、カーネーション「だいすき」、水稻「にこまる」をはじめとする生産者の所得向上に直結した品種の育成選抜や、温州みかんのマルチ栽培技術、イチゴの高設栽培技術等の本県農業の生産性向上に寄与する技術開発を実施しております。

（新たに取り組む研究領域）

今後、新品種育成を大幅に短縮するDNAマーカーを活用した育種技術の蓄積や、限られた面積を効率的に活用して高収益を実現する次世代園芸施設、6次産業化・農商工連携推進のための加工・分析技術、海外への輸出を増加する鮮度保持技術など新たな研究領域に取り組む必要があります。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

＜攻めの農林業の推進＞

1 地域内流通や6次産業化の推進

（地域内流通における流通対応の強化）

集客の促進及び需要への対応に向けた品揃えの強化や販売チャネル、ルートの確保が必要です。

（グリーン・ツーリズム実践者の確保）

新規での農林漁業体験民宿の開業における初期投資の負担軽減や開業者の早期資質向上に取り組む必要があります。

（事業計画の遅延）

6次産業化がうまく進まない主な要因の一つに「加工施設整備の遅れ」があげられます。

これまで6次産業化の総合化事業計画の認定において、整備事業の計画が認めれたとしても、要望額に対して予算が確保できない年度には交付金が採択されず、事業が遅延しているケースがあります。

また、平成26年度補正予算及び平成27年度予算において補助率が急遽見直されたことにより（1/2 → 3/10）、事業計画の見直しを余儀なくされ、全国的に平成27年度中の事業を見送った認定者が多かったところ。そういった中、平成28年度においては、27年度の執行率の低さから削減されている予算に対し、全国から要望が殺到する事態となっており、安定的な予算確保が必要です。

2 競争力の強化に向けた地方公設試の機能高度化

（公設試を整備する場合の県財政負担の増加）

競争的研究資金など試験研究事業の中で研究に必要な分析機器等の整備は可能ですが、公設試の整備に係る国の補助事業はなく、競争力の強化を目的として公設試の機能強化を図る場合には県の自主財源に頼らざるを得ず、県の財政負担の増加につながっています。

（研究員の研修等の機会の減少）

限られた人員の中、一人の研究員は複数の領域の研究課題に従事しており、国研究機関等への研究員の派遣にも限度があることから、公設試の研究員の資質向上に支障を来しています。

○農産物直売所数と売上額の推移 (単位: 軒、億円)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 直売所数 | 161 | 164 | 165 | 160 | 156 |
| 売上額 | 82 | 83 | 94 | 99 | 99 |

○グリーン・ツーリズムの受入客数 (単位: 人)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 宿泊 | 46,049 | 56,733 | 51,382 | 58,181 | 61,069 |
| 日帰り | 100,753 | 96,286 | 99,987 | 103,337 | 48,654 |
| 合計 | 146,802 | 153,019 | 151,369 | 161,518 | 109,723 |

○グリーンツーリズム推進組織の外国人観光客の受入実績

(単位: 人)

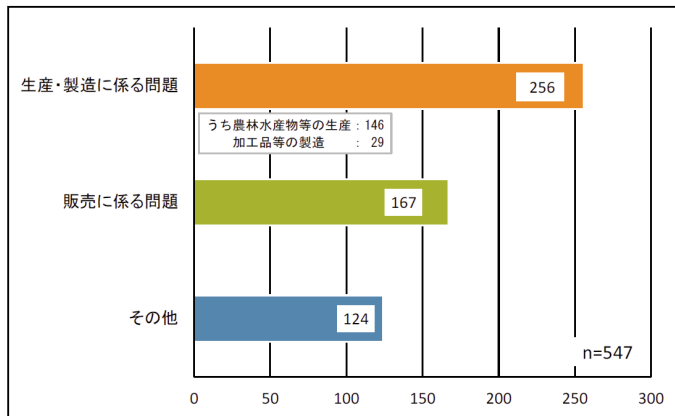
| | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------|-----|-----|-------|-------|
| 受入客数 | 174 | 855 | 1,431 | 3,416 |

○平成27年度の国の6次産業化・地産地消費に基づく認定者に対するフォローアップ調査

(1) 売上高の減少に関する課題・要因

- ・総合化事業の売上高が減少した認定事業者に対し、その要因をヒアリングして集計。
- ・売上高減少の要因としては、生産・製造に係る問題が最も多く挙げられた。(図18)

(図18) 売上高減少の要因

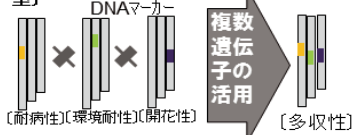


売上高減少の原因として聴取できた具体例の主なものは、以下のとおり。

- 【農林水産物等の生産に係る問題】
- ・病害や天候、鳥獣害の影響による品質悪化や収穫量の減少
- ・果樹における樹体老朽化、更新、改植に伴う収穫量の減少
- ・果樹における裏作による収穫量の減少
- ・漁業における漁獲量の減少
- ・連作障害、作付品目の変更に伴う収穫量の減少
- ・施肥管理等栽培技術の問題による収穫量の減少
- ・種子不足による作付面積の減少
- 【加工品等の製造に係る問題】
- ・加工品製造に係る品質のばらつき等の技術的課題による売上減少
- ・加工を担当する人材の不足

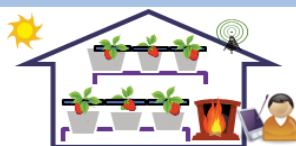
○新たに取り組む研究領域

①オリジナル品種等の育成を加速化する遺伝子解析技術(バイオ機器、人工気象室)



必要な遺伝子を交雑により自在にデザインする新しい育種技術(テラーメイド育種)の導入

②高収益を実現する施設利用技術 [ICTを活用した次世代園芸施設]



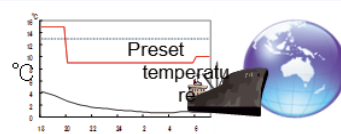
再生可能エネルギーやICT技術を活用し生産性を大幅に向上させる太陽光型植物工場など高収益園芸モデルの確立

③6次産業化を展開する高付加価値技術 [食品加工研究施設]



6次産業化等を進める試作・販売が可能な加工施設を整備し、売れるモノづくりを推進

④海外輸出を拡大する品種と鮮度保持技術 [鮮度保持施設]



国際競争力をもった農産物の戦略的な輸出を目標し、品種の育成および新たな冷凍、冷蔵技術を活用した鮮度保持を確立

66 経営感覚に優れた次代の農林業の担い手の確保・育成について

【農林水産省】

【提案・要望】

1 新規就農者・就業者の増大

本県においては、高齢化の進展や恒常的な社会減等により人口減少が危惧されるなか、新規就農者・就業者を農村に呼び込み、地域農業の担い手として早期に定着させ、基幹産業である農業を力強い産業に育てるため、産地部会や農協、法人経営体と連携し、受入団体等登録制度を推進しているところである。

林業についても、森林資源が利用期を迎え木材生産量の増加が見込まれる中、新たな担い手の確保に努めているところであり、こうした取り組みを更に充実、強化するため、国においても以下の支援を行うこと

- (1) 新規就農・就業に伴うリスクを軽減し円滑な経営確立に資するため、「強い農業づくり交付金」等の施設整備事業において、新規就農・就業者向けの予算枠を創設・確保すること

特に、畜産分野では、最初の出荷までに未収益期間が生じることから、飼料代等の運転資金のみならず、一定額以内の生活資金についても「青年等就農資金」の貸付対象とすること

さらに、林業においては、「次世代林業基盤づくり交付金」について、初期投資に係る経費を対象とするよう制度の拡充を行うこと

- (2) 農業次世代人材投資事業（旧：青年就農給付金）について必要な予算を確保するとともに、親元で親と同じ作目で就農する者であっても、規模拡大し設備投資を図るなど、農外からの就農者と同等のリスクを抱えるような場合には交付対象となるよう制度の拡充を行うこと

また、本県のように西端で中山間や離島などを多く抱えるなど条件に恵まれない地域では、担い手の減少が著しいことから、新規就農者の確保のため幅広い年齢層にも資金の交付を可能とするよう交付対象年齢の緩和を行うこと

2 担い手の労力支援体制の整備と強化

- (1) 今後も労力支援に対する需要拡大が見込まれるため、農繁期が異なる離れた地域同士の労力の融通・調整に必要な運営費や施設整備等への支援策を講じること

- (2) 地域に構築された労力支援システムを補完し、臨時雇用を必要とする経営体への登録人材の派遣や雇用型経営体への常時雇用者の斡旋・紹介、農業分野の人材育成、農作業の受託等を総合的に行う農業サービス事業体の創設並びに運営に対する支援策を講じること

【本県の展望（実現の効果）】

1 新規就農者・就業者の増大

本県では、地域別・品目別に286に及ぶ産地が生産拡大・品質向上を図るための「産地計画」を策定し、その実現に向け関係者一丸となって取り組んできた結果、本県の農業産出額が1,553億円と前年の1,477億円から76億円増し、6年連続の増加となっている。10年前と比較すると、全国が3.4%の伸びに対し、本県は13.6%の伸びを示しており、この伸び率は全国第2位となっている。

新規就農・就業時の課題であるリスクの軽減及び所得の確保等により、円滑に経営確立が図られることによって、本県が取り組んでいる農家子弟の着実な就農及び農外・県外の就農希望者を呼び込む取組が効果的に働き、本県の新規就農者・就業者数の増大が図られる。また、投資リスクの軽減と所得確保は全国共通の課題であり、国が目指している新規就農し定着する青年農業者の増大にも大きく貢献することができる。

特に、多額の投資が必要となる畜産分野の新規就農に対する支援を拡充することにより、畜産業における安定的な担い手の確保及び生産基盤の強化が図られる。

さらに、林業新規就業者を確保、育成することで、地域森林資源の有効利用と公益的機能の維持を図り、併せて林業事業体の体質強化により、地域の林業成長産業化につなげるとともに、運送業・建設業・機械販売・燃料供給業・製材加工業など関連産業で多様な雇用創出が可能となる。

2 担い手の労力支援体制の整備と強化

本県では、認定農業者等が必要とする労力の確保を目的として、平成24年度から県下の7つのJAを拠点とし、県と関係機関・関係団体が連携しながら「地域労力支援システム」を構築してきたところ。

しかしながら、担い手の労力不足は一層加速化すると見込まれる一方、農作業支援を行う求職者の人数と技能の不足が顕在化しており、現行のシステムでは一定の限界がある。

農繁期が異なる離れた地域同士の労力融通の機能が効果的に発揮されることになれば、現行の労力支援システムが強化されるのみならず、作業支援者の通年雇用の道も開け、農作業支援を良質な「雇用の場」とすることが可能となり、労力融通の取組が全国各地に波及することが期待できる。

また、JA単位では実施が困難な登録派遣業や人材養成・受託作業等を県域全体で総合調整を行う農業サービス事業体が地域の労力支援システムをバックアップする体制が構築されることになれば、深刻化する担い手の労力不足問題を抜本的に解消することが可能となる。

【提案・要望の経緯】

＜新規就農者・就業者の増大＞

新規就農者・就業者を農村に呼び込み、地域農業の担い手として早期に定着させ、基幹産業である農業を力強い産業に育てるため、J A生産部会や農協、法人経営体と連携し、受入団体等登録制度を推進しているところ。

しかしながら、新規就農及び親元就農時に規模拡大を図る場合、必要な設備等に多額の投資を要することが就農を阻害する一つの要因になっている。

現状の施策では、新規就農者のうち大きな割合を占める農家後継者が施策の効果を享受できない場合があり、不公平感が生じている。

また、離島や中山間地を抱える本県においては、農業従事者や担い手が大きく減少しており、地域の基幹産業である農業を維持、強化を図るためには、年齢にとらわれず、意欲ある新規就農者を確保することが必要となっている。

＜林業の状況＞

チェーンソー等の安全器具のほか専用機材の調達が必要であり、かつ、作業に必要な資格取得などの初期投資経費が高いことも大きな障害となっている。

＜担い手の労力支援体制の整備と強化＞

本県では、農業者に対する農作業請負組織を持つJ A島原雲仙が、北海道の音更町との広域連携に向けた検討を重ねている。

北海道と西南暖地との組み合わせは農繁期の重なりを避けることができ、大きな効果が期待されるが、広域連携のための旅費や滞在費などの運営コストの面が大きな障害となっている。

また、労力支援を行う作業支援者の確保が難しくなる中、労力支援システムの強化を図るため、関係機関と協力して労力需要量や求職者の意向等の調査を基にした県全域をカバーする新たな農業サービス事業体の構築の可能性を検討することとしているが、新たな労力支援組織の立ち上げには、作業支援者の技術向上や事務運営費の確保等が必要となっている。

【1】この要望にかかる背景について

（農林業従事者の減少）

本県の基幹的農業従事者数は、平成27年は31,719人と、この10年間で約22%減少しています。

また、27年時点で65歳以上の基幹的農業従事者が18,190人と全体の約57%を占めるなど高齢化が進行しており、今後10年間で農業従事者数は大きく減少することが危惧されます。

新規就農・就業者は、自営就農者及び法人経営等の雇用就業を合わせて、平成23年から27年の平均で年間約277名確保しており、10年前と比較すると69%増加しています。

しかしながら、農家数が減少、高齢化している現状や雇用型経営体の増加を考慮すると、更なる就業者の確保が必要となります。

林業については、「緑の雇用」事業等により、林業専門作業員は増加しているものの、65歳以上が全体の1割、60歳以上が全体の3割を占めており、作業員確保と併せて若返りを進めていく必要があります。

（新規就農・就業する際の初期負担）

畜産業では、例えば30頭規模の繁殖経営を新規に開始する場合、子牛の出荷まで2年程度無収入となりますが、畜舎等施設整備、運転資金等、多額の初期負担が必要となり、畜舎や家畜導入への補助金を差し引いても、実質的に数千万円規模の負債を背負うこととなります。

林業の新規就業者は、立木伐採や丸太運搬等の危険を伴う作業が多く、一般的に、技術を取得し一人前の技術者になるまで、3年以上の期間が必要で、資格取得（8種類程度）と、そのための旅費等の経費で離島においては百数十万円程度必要となっております。また、林業を始める場合、チェンソー等の専用の機材が必要であり、20万円程度の機械装備費が発生しております。

（雇用労力の確保）

長崎県の農業経営体のうち27%は雇用労力を活用しています。本県の農業産出額の伸び率は全国トップクラスとなっておりますが、今後とも拡大を進めるためには、それぞれの経営体が規模拡大を図り産地の維持、強化につなげることが重要です。規模拡大には雇用労力の確保が不可欠であり、雇用労力を必要とする経営体は今後も増加するものと見込まれています。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（青年等就農資金の拡充）

青年等就農資金は農業生産用の施設・機械や、肥料、農薬、飼料等の営農資材については貸付対象ですが、生活資金については、貸付対象外となっております。特に畜産分野における新規就農者については多額の負債を抱え、かつ、未収益期間が一定期間生じることから、当面の生活資金についても、本制度において、貸付対象とする必要があります。

（次世代林業基盤づくり交付金（国庫）の拡充）

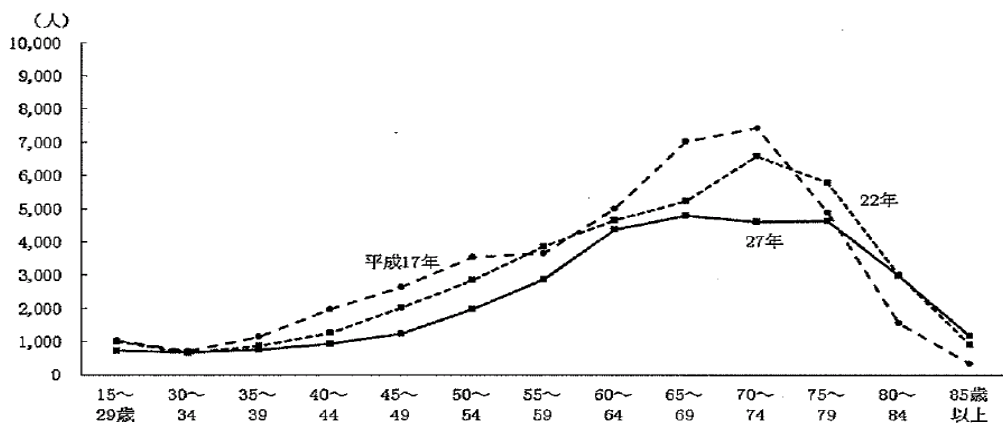
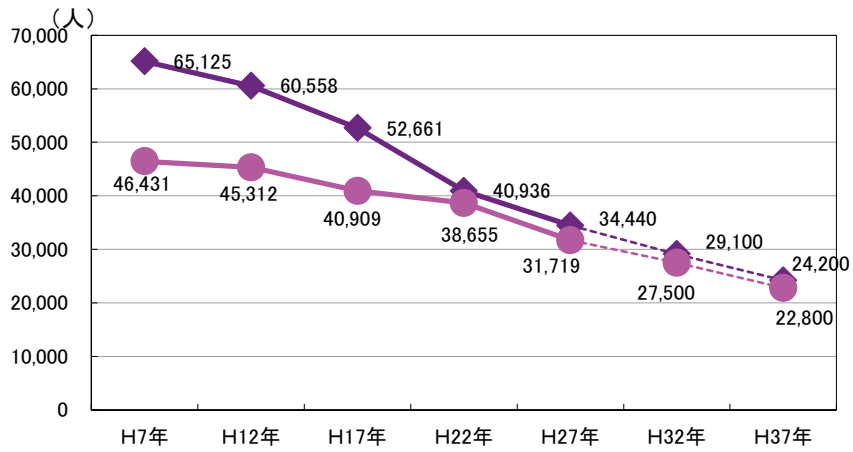
新規就業者の林業作業に必要な装備にかかる経費や技術取得費、旅費等については、平成26年度までの森林整備加速化・林業再生事業では補助対象であったが、「次世代林業基盤づくり交付金」においては、メニュー化されていないため、制度の拡充を行い補助対象とする必要があります。

（労働力最適活用支援事業等（国庫）の拡充）

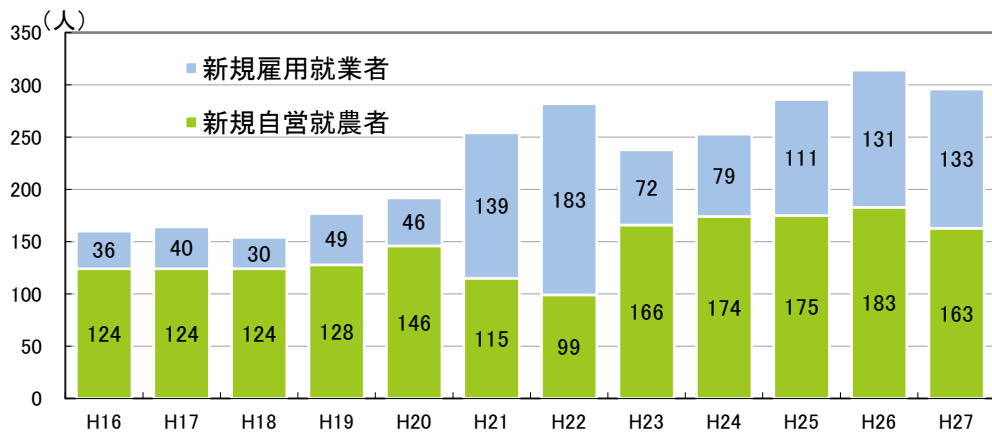
農繁期が異なる地域間での労力調整の機運は高まっていますが、必然的に距離が遠いため、確保した人材を産地に宿泊させるための宿泊施設の整備や旅費が必要不可欠となります。

しかしながら、本事業ではいずれも補助対象外となっているため、FS（フィジビリティ・スタディ）を行うこともできない状況です。

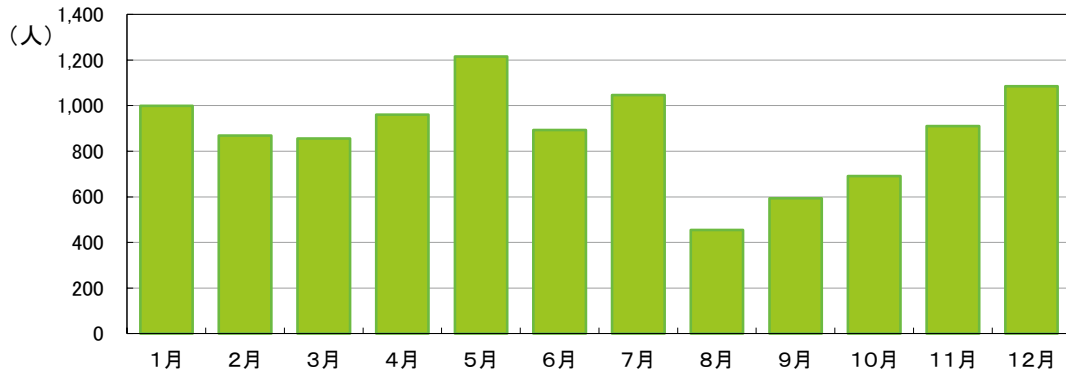
■ 基幹的農業従事者数(推移、年齢別)



■ 新規自営就農者・新規雇用就業者の推移



■必要な雇用労力(時期、量)



繁殖経営(30頭規模)開始に必要な初期費用について(当初2年間)

| | 費用 (A) | 補助金 (B) | 実質自己 負担 (A-B) | 備考 |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---|
| 牛舎等施設整備 | 3,000 <small>千円</small> | 1,905 <small>千円</small> | 1,095 <small>千円</small> | H27県内実績 補助: 国1/2、県13.5% |
| 繁殖牛(初妊牛) | 3,000 | 1,125 | 1,875 | 初妊牛: 約100万円(H27県内実績) 補助: 国27.5万円、県10万円 |
| 運転資金(年間) | 1,800 | | 1,800 | 年間30万円/頭×30頭 H26子牛生産費の物財費(繁殖雌牛償却費を除く) |
| 合計 | 7,800 | 3,030 | 4,770 | |

※牛舎、繁殖牛については、農協貸付の場合は、数年で償還するが、いずれにせよ、運転資金等で数千万円規模の借金を背負う必要。

(林業)

初期投資

(単位: 円)

| 諸機材項目 | 金額 |
|-------------------|---------|
| チェンソー | 100,000 |
| 下刈り機 | 70,000 |
| 安全靴(プロテクティブブーツ) | 30,000 |
| 安全パンツ(プロテクティブズボン) | 22,000 |
| フォレストヘルメット式 | 21,000 |
| 諸機材合計 | 243,000 |

※その他作業着、専用手袋、車等

資格取得及び旅費経費

(単位: 円)

| 資格取得等 | 金額 |
|---------------------------------------|---------|
| 普通救命講習 | 0 |
| チェンソー・刈り払い機 | 20,000 |
| 車両系建設機械運転技能・玉掛け資格 | 48,000 |
| 小型移動式クレーン運転技能資格 | 24,000 |
| 不正地運搬車運転技能資格 | 28,000 |
| はい積み作業技能資格 | 12,000 |
| 機械集材装置運転技能資格 | 24,000 |
| 合計 ※緑の雇用等の助成一部有り | 156,000 |
| 合計55日間程度 | |
| ※宿泊費+往復旅費が発生する。 五島の事例で2年間で100万円程度。 | |

○雇用労力の活用状況

| 2015農林業 センサス | 農業経営対数 (経営体) | 雇用を活用した 経営対数 (経営体) | 常雇用数 (人) | 臨時雇い人数 (人) | 雇用を活用した 割合 (%) |
|-----------------|-----------------|--------------------------|-------------|---------------|----------------------|
| 長崎県 | 21,908 | 5,856 | 3,473 | 33,008 | 26.7 |
| 全国 | 1,377,266 | 313,887 | 220,152 | 1,456,454 | 22.8 |

67 農協改革について

【農林水産省】

【提案・要望】

農協改革の具体的実施にあたっては、農協組織が地域農業を支えるために担っている総合的役割に支障をきたすことのないよう十分留意して対応すること

- 准組合員の組合の事業の利用に関する規制のあり方にかかる検討にあたっては、農協が地域インフラとして重要な役割を担っていること、さらには総合事業を展開することにより財務基盤に寄与している実態を十分配慮していくこと

【本県の展望（実現の効果）】

農協は、これまで、営農指導や販売、購買、信用、共済をはじめとする総合事業を行うことにより、地域農業の振興並びに地域の重要なインフラとして貢献しているところである。

農協の財政基盤が守られることによって、今後とも、農協の総合事業を維持していくことが可能となり、これまで農協が担ってきた地域における総合的な役割を引き続き果たしていくことができる。

【提案・要望の経緯】

＜地域における農協の役割＞

離島・中山間地域を多く有する本県では、第一次産業が基幹産業となっている。

また、生産条件の厳しい中で、地域農業の振興を図るためには、営農指導や販売、購買、信用、共済面での総合的な支援体制が必要であり、現在、農協がその役割を担っている。

特に、離島・中山間地域にあっては、農協が実施している事業が地域住民を支えるインフラとして地域に貢献している。

＜農協事業の実態＞

農協は、農家組合員の農業所得の増大を図るため、営農指導や販売事業・購買事業などの経済事業等を行っているが、収益的には赤字であり、信用事業・共済事業の収益でこれを補っている状況である。

しかしながら、信用事業・共済事業については、准組合員の利用割合が一定の量を占めていると考えられることから、准組合員の利用制限が導入された場合、農協運営が成り立たなくなる恐れがある。

今後行われる准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方にかかる検討にあたっては、准組合員が農協の事業を利用することによって、農協運営に寄与している実態を十分配慮することにより、農協が担っている総合的役割に支障を来たすことがないよう十分留意して対応する必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

（農協の組合員に占める准組合員の実態）

農協の組合員の構成については、平成27年度末において、総数147,280人のうち、正組合員53,838人（36.6%）、准組合員93,442人（63.4%）となっており、准組合員の組合員に占める割合は、今後も増加していくことが予想されます。

（農協の事業収益の実態）

農協は、営農指導や販売、購買、信用、共済等の総合事業により、地域農業の振興並びに地域の重要なインフラとして貢献していますが、組合員に対する営農指導、販売・購買事業だけでは赤字の実態であり、これらの事業を維持していくためには、信用・共済事業の収益が財務基盤として必要不可欠です。

したがって、収益を上げている信用・共済事業について、准組合員の利用制限が導入された場合、農協の経営が成り立たなくなるとともに、地域の維持・活性化に支障を及ぼす恐れがあります。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（農協の総合事業を維持する必要性）

信用、共済事業の収益は農協が総合事業を実施していくための財務基盤となっており、准組合員の利用制限を導入すると農協の運営が成り立たなくなる恐れがあります。

また、離島、中山間地域を多く有する本県においては、農協が実施する総合事業が地域の重要なインフラとなっている実態があり、准組合員の利用制限が導入されると地域の維持、活性化に支障を及ぼす恐れがあります。

改正農協法においては、施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の利用状況並びに改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて結論を得るものとしてされており、今後の検討にあたっては、上記課題に十分配慮する必要があります。

〈農協の組合員〉（平成27年度末現在）

| | |
|-------|----------------|
| 組合員総数 | 147,280人 |
| 正組合員 | 53,838人（36.6%） |

〈平成27年度総合農協部門別損益状況〉
（経常利益ベース）

| | |
|--------|--------|
| | （百万円） |
| 信用事業 | 2,063 |
| 共済事業 | 2,517 |
| 経済事業等 | 952 |
| 営農指導事業 | ▲1,880 |



J A 主導による肉用牛振興のためのキャトルステーション（子牛受託施設）の整備



J A が中心となって進めたシートマルチ導入によるみかん生産の高品質化への取組
〔ながさき西海農協させぼ地区かんきつ部会が
天皇杯を受賞（平成28年度）〕

（農協法〈抜粋〉）

（附則第51条第3項）

政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

68 離島・中山間地域の農林業対策の充実・強化について

【農林水産省、環境省】

【提案・要望】

- 1 中山間地域など一定の産地規模が形成できない地域や、担い手不在地域において、集落協定や土地改良区等話し合い機能を活用し、地域全体の所得向上を図るため、農林業を継続的に支える機械利用組合等の組織化に必要な機械の導入、地域をマネジメントする人材の育成、組織の運営を支援する拠点整備等に対し支援を行うこと
- 2 日本型直接支払の法制化に伴い、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を継続的な制度として推進を図るため、地方自治体が必要とする推進事務費を含め、必要な予算を確保すること
- 3 鳥獣被害防止対策の強化
 - (1) 農山村におけるイノシシ、ニホンジカなどの野生動物による農林業被害、生態系被害に対応するため、捕獲対策や防護対策に必要な鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）について十分な予算を確保すること
 - (2) 省庁間の連携による野生動物の市街地出没対策の強化による人身事故発生防止を講じること
 - (3) イノシシによる農作物等の被害防止対策を効果的に実施するため、国において生態や生息頭数の把握や予測手法等に係る研究を進めること
 - (4) 絶滅が危惧される希少動物ツシマヤマネコの保護が重要となる対馬や国立公園の保全を進めるべき地域においては、国が自ら主体となって捕獲事業を実施し、野生鳥獣の適切な管理を推進すること
- 4 人口減少率が高い市町における県外等から農村地域への移住・定住を目的とした農地転用については、第1種農地であっても周辺部の場合は転用を認めることができるよう、規制を緩和すること
- 5 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上にかかる森林吸収源対策を推進するため、安定的な財源の確保を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

離島・中山間地域を多く有する本県においては、農林行政の基本方針と施策の方向性を示す「新ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定し、「生産・流通・販売対策」を軸としたしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで、人を呼び込み地域がにぎわう社会の実現を目指すこととしている。

また、国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で、農山村の有するポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指している。高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下するため、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることで、農林業の振興と地域の活性化を表裏一体で進める必要があるとしている。

離島・中山間地域において、農林業は地域の重要な基幹産業であり、農山村は国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有するとともに、農林業を営む者の生活の場所でもある。これら農山村が持つ多面的機能の保全・継承を進めるとともに、住民や都市から訪れる人が安心して移住・定住し、訪れることができる条件整備を進めることで、離島・中山間地域における集落の維持が期待される。

【提案・要望の経緯】

＜中山間地域の現状＞

本県における中間、山間農業地域の総農家数は年々減少しており、平成12年の21,200戸から平成22年の17,145戸と、10年間で約20%減少している。同様に、販売農家数についても、平成12年からの10年間で中間及び山間農業地域の減少率が約30%となっており、平場地域に比べて減少率が大きい。さらに、農家数規模別農業集落数は、平成12年からの10年間で各地域類型とも農家戸数5戸以下の集落の割合が増加しており、このままでは集落の存続自体が危ぶまれる状況である。

＜規制緩和の必要性＞

農山村地域全体の所得を向上するための組織作りと農地の流動化を促進するための中間管理事業の推進、地域をマネジメントする人材の育成を図るとともに、農山村や森林が持つ多面的機能を発揮するための日本型直接支払交付金の活用、適切な森林の整備・保全、農山村地域への移住促進につながる農地法令の規制緩和を推進する必要がある。

＜鳥獣害対策ニーズの継続と拡がり＞

農山村地域で安心して生産活動ができるようにするため、継続的な鳥獣被害の防護対策の実施、集中的な捕獲や生殖抑制など革新的な個体数調整技術による生息数の減少、住宅地等の市街地への出没による人的被害の防止などの鳥獣被害防止対策を進める必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

（機械利用組合・集落営農組織の現状）

本県においては198の機械利用組合・集落営農等が組織されており、農業従事者の高齢化や兼業農家に対応した地域の担い手として重要な役割を担っています。今後、農家戸数並びに農業就業人口の減少が避けられない状況の中、認定農業者や認定就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担っていく一方で、中山間地域等産地規模の拡大が難しい地域や担い手不在地域においては、集落等をサポートする機械利用組合等「地域の担い手」の拡大が必要です。

（日本型直接支払制度の活用）

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が平成27年4月に施行され、日本型直接支払制度は、法に基づく安定的な制度として運用されており、離島、半島など条件不利地を多く抱える本県において、本制度は、地域の共同取組活動の増加、荒廃農地化の防止、多面的機能の維持・発揮等に多大な効果をもたらしています。農業者や関係者が制度を活用するための十分な予算を確保し、農業を継続できる環境を整え、農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

（鳥獣捕獲体制の整備）

本県では農業被害の8割を占めるイノシシへの対策を進めるため、捕獲者の育成・確保や県単独事業によるイノシシ捕獲報奨金制度を平成15年度から導入すること等により、地域での捕獲の態勢強化を図ってきました。また、平成25年度からは国の制度も活用しながら捕獲を更に強化しているものの、捕獲頭数が3万頭を超える状況が続いており、引き続き十分な予算の確保が必要です。

（ニホンジカの生息）

本県におけるニホンジカの生息域は対馬、五島列島、長崎半島など密度の高い生息域が地理的に隔てられており、各地域においてそれぞれ生息密度調査や集中的な捕獲事業を実施するための経費がかかるため、十分な予算の確保が必要です。

（市街地における鳥獣被害の増加）

イノシシやニホンジカなどの野生動物の生息域拡大により、農山村地域だけではなく、市街地への出没が問題となっており、市街地出没が多い長崎市においては、被害相談件数877件のうち市街地出没による生活環境被害相談が415件と多くを占めています。（平成27年度）

（農村地域への移住促進の必要性）

本県は離島や中山間地域等を抱え人口減少が著しいことに加え、農業の担い手が不足し耕作放棄地が多いことが課題となっております。また、県外や都市部から農村地域への移住を計画されたのにも関わらず、農地法令の規制により宅地を確保できず、移住を断念するケースが出ています。

（温室効果ガスの削減）

平成27年12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、日本政府は新たな削減目標として2030年までの温室効果ガス削減率を2013年比で26.0%とすることを決定しています。このうち森林吸収源で2.0%を確保することとしており、我が国においても、引き続き平成32年度までに森林整備を年平均で約52万ha実施するなど森林吸収源対策を含む地球温暖化防止の取組を推進していく必要があります。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（農作業受託・機械共同利用の組織化・集落営農の推進）

担い手不在集落での営農体制を構築するため、集落の合意形成に基づき、農作業受託や機械共同利用の組織化を図り、機械・施設やオペレーターの確保、次代のリーダーの育成を早急に進める必要があります。

また、組織化の推進や運営を安定させるため、労力調整や経理支援などを行うオペレーターを設置した支援拠点の整備や、新規作物の導入、経営能力向上に向けた支援制度の創設が必要です。

（日本型直接支払制度）

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業予算の大幅な減額と併せて、多面的機能支払交付金については資源向上活動（長寿命化）に係る予算が不足しているため、地域が望む活動が十分に実施できない状況であり、事業推進に大きな支障を来たしています。

（捕獲対策の強化）

本県では、イノシシ、ニホンジカなどの捕獲の担い手確保のため、狩猟免許所持者の育成や地域で捕獲を進めるための捕獲隊の設置を進めていますが、捕獲作業の負担増や捕獲事業者による広域的かつ集中的な捕獲活動を進めるための十分な予算の確保が困難となっています。

また、ニホンジカにおいては、生息数の把握による計画的かつ効率的な捕獲実施のための調査費や捕獲に要する経費が十分ではなく、県全域での捕獲活動強化に支障を来たしています。

さらに、イノシシの効率的・効果的な捕獲対策を実施するため、行動パターンや生息頭数の推定などについての基本的なデータや予測手法等の生態研究の強化が必要です。

（野生鳥獣の市街地出没への対応）

農作物被害のための対策が進む一方で、野生鳥獣の市街地出没への対応について、本県においては、「市街地に出没したイノシシの対策マニュアル」を作成し、各地域協議会での体制整備を進めているところです。しかしながら、農作物被害対策を進めてきた部局だけでの対応には限界があり、部局を越えた取組が必要となっており、人身事故等の未然防止のため、関係省庁間の連携により獣種ごとの対応方針を定めることが必要です。

（国による捕獲事業の推進）

国内希少野生動物種の生息地域や国立公園でのニホンジカの食害による景観の悪化等については、国が主体となって捕獲事業を実施し、野生鳥獣の適切な管理の推進が必要です。

（地方の税財源の確保）

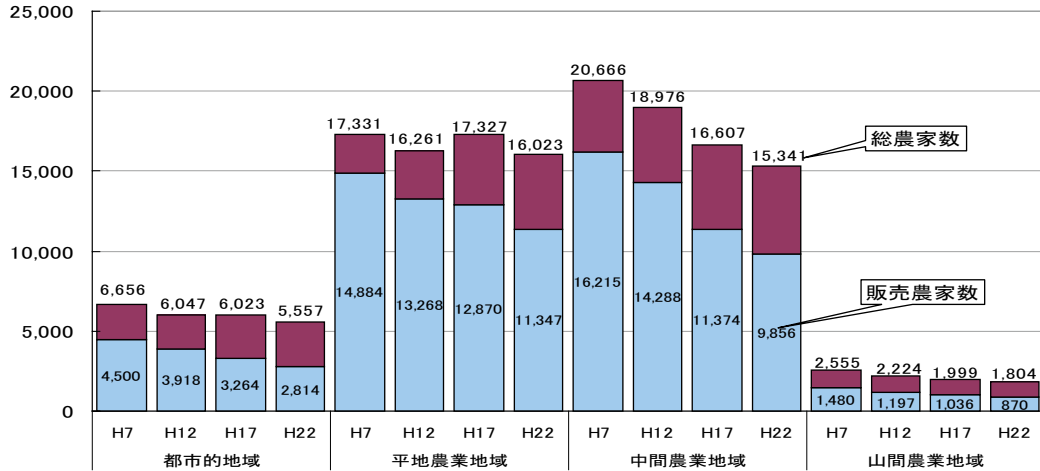
造林公共予算については、補正予算等で措置されてきましたが、毎年確保される予算額としては減少傾向にあります。平成29年度与党税制改正大綱では、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策として、森林環境税（仮称）の創設に向け具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度与党税制大綱において結論を得ることとなり、安定的な財源の確保が課題となっています。今後は、大きな役割を担っている森林整備を着実に進めていくため、森林整備等に対する予算の確保・拡充が必要です。併せて、新たな財源確保としての森林環境税（仮称）の仕組みについては、府県導入の森林環境税と調整が必要と考えられることから、各地方の意見を踏まえることが必要です。併せて、新たな財源確保としての森林環境税（仮称）の仕組みについては、税収の全額が地方税となるように制度設計するとともに、府県導入の森林環境税の取組に影響を与えないよう、都道府県の役割も考慮して十分調整を行うことが必要です。

（農地法令における規制緩和）

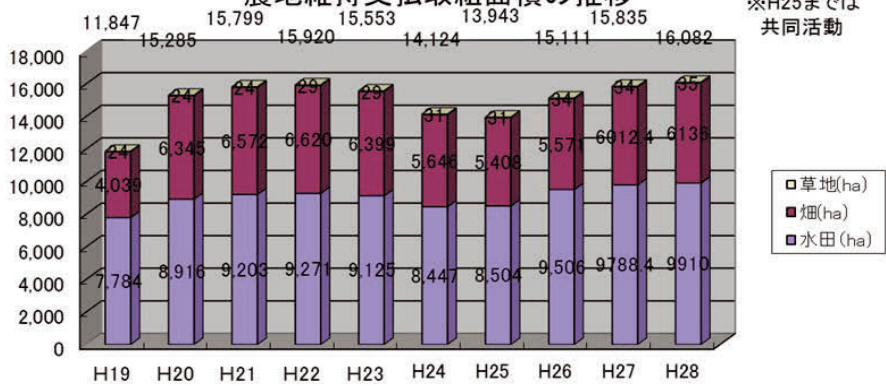
農地法上、第1種農地に住宅を設置する場合は、集落に接続していない限り農地転用ができず、農村地域への移住の妨げとなる要因の一つとなっております。このため、農地法令の改正を行い、人口減少率が高い市町における住宅を目的とした農地転用については、第1種農地であっても周辺部の場合には転用を認めることができるよう、規制緩和を図る必要があります。

※第1種農地とは10ha以上のまとまりのある農地等を言います。

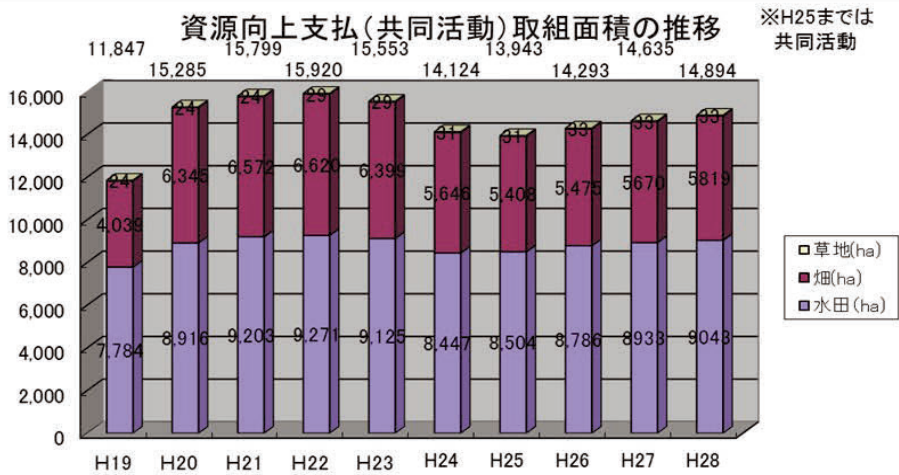
農業地域類型別総農家・販売農家数



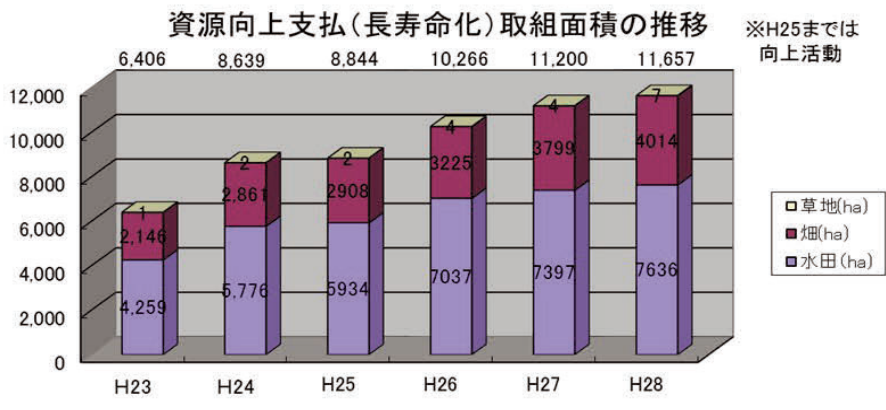
農地維持支払取組面積の推移

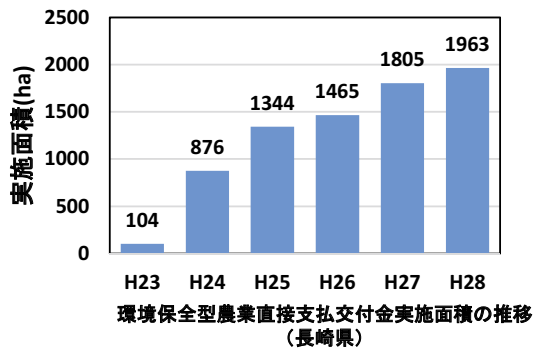
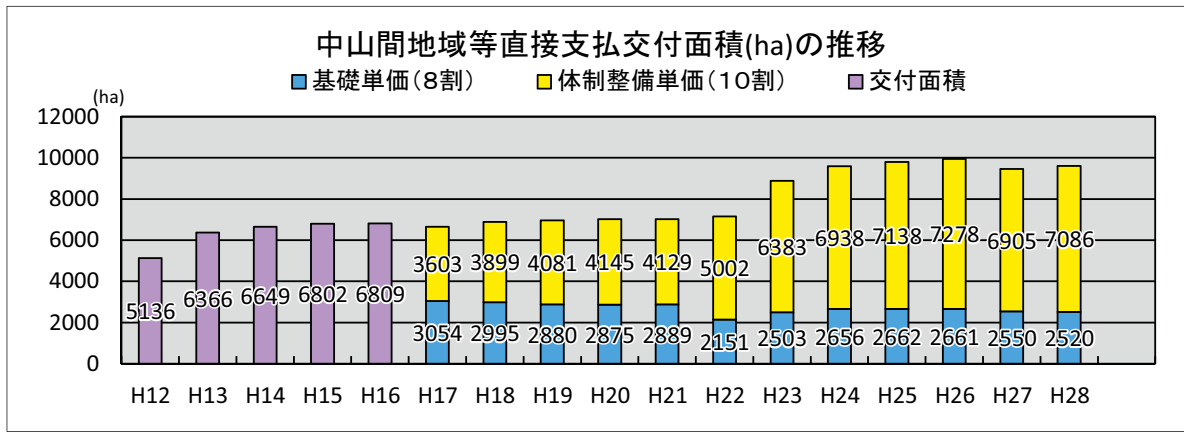


資源向上支払(共同活動)取組面積の推移



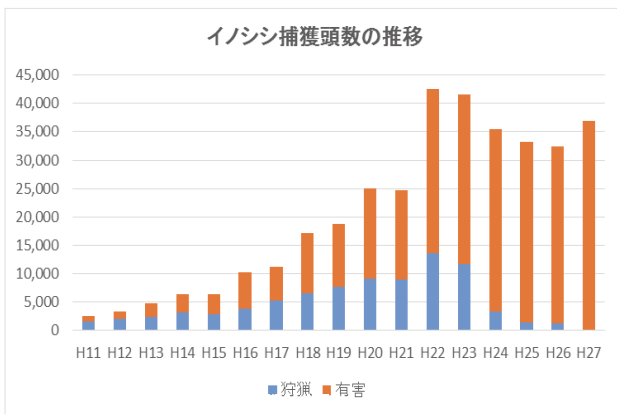
資源向上支払(長寿命化)取組面積の推移



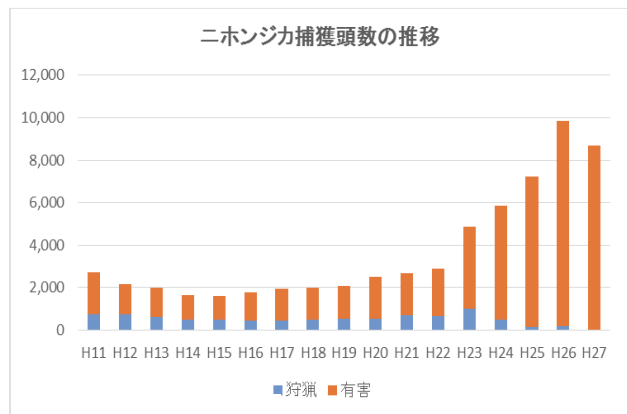


| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 長崎県 | 104(0.21) | 876(1.73) | 1,344(2.67) | 1,466(2.94) | 1,677 |
| 九州 | 30 | 13 | 10 | 10 | 位 - |
| 地域 | 5 | 2 | 1 | 1 | 位 - |
| 取組面積* | | | | | |
| 福岡 | 134(0.16) | 595(0.70) | 681(0.80) | 721(0.85) | ha - |
| 佐賀 | 104(0.19) | 292(0.54) | 311(0.58) | 324(0.61) | - |
| 熊本 | 493(0.42) | 1,092(0.94) | 1,320(1.14) | 1,315(1.14) | - |
| 大分 | 45(0.08) | 281(0.49) | 373(0.65) | 404(0.71) | - |
| 宮崎 | 172(0.25) | 178(0.26) | 277(0.40) | 3,138(0.46) | - |
| 鹿児島 | 441(0.36) | 656(0.54) | 724(0.59) | 713(0.59) | - |

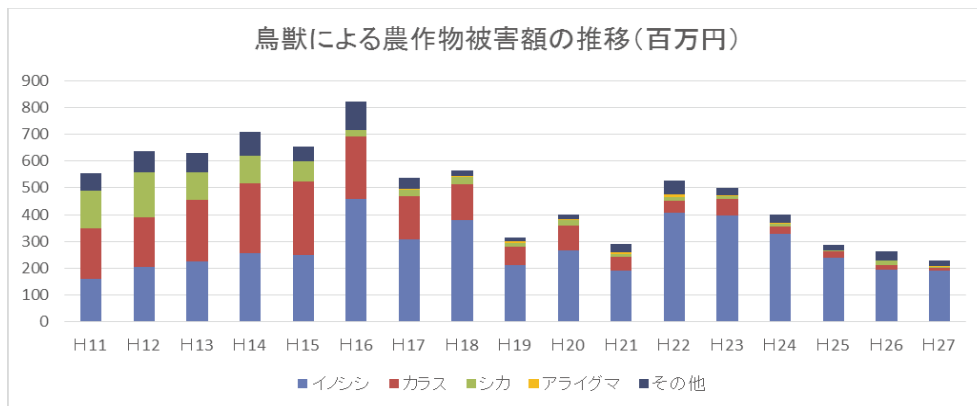
※()は経営耕地面積に占める取組面積の割合(%)



※H27は鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲頭数(全捕獲頭数の内数)



※H27は鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の捕獲頭数(全捕獲頭数の内数)



69 林業公社に対する支援制度の拡充について

【総務省、財務省、農林水産省】

【提案・要望】

林業公社の木材取扱量は長崎県で最も多く、林業公社の経営健全化を図ることが林業・木材産業全体の発展につながるため、以下の支援を行うこと

- 1 日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
 - (1) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度を創設すること
 - (2) 利用間伐推進資金の貸与条件の緩和と償還円滑化のための資金に対する国による利子補給制度を創設すること
- 2 長伐期施業のための分収林契約変更の円滑化対策を拡充すること
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
 - (1) 現行の特別交付税措置を継続するとともに措置率を引き上げること
 - (2) 起債要件を緩和し、県の無利子貸付金を起債制度の対象とすること

【本県の展望（実現の効果）】

林業公社の経営が健全化することで、森林所有者に代わって森林及び林業に関する事業を行うことができるようになり、その結果、林業公社が中核的役割を果たし「林産物の供給」、「雇用機会の創出等を通じた山村地域経済の活性化」、「森林の有する公益的機能の発揮」等が期待できる。

【提案・要望の経緯】

現在、林業公社は木材価格の低迷等で厳しい経営状況にあり、長期分収契約の促進や、長伐期施業へのシフト、競争入札制度の導入等の発注方式の変更、有利な販売先の開拓、協定販売、制度化された公庫資金の借換活用（利息の軽減）、人件費等の管理費の見直し等、経営改善に取り組んでいる。

しかし、森林造成事業を行うためには主伐まで80年間の長期間を要し、造林補助金、公庫資金、県・市からの借入金等の財源による運営は、利息負担に加え、長期間契約にかかる所有者の相続等に伴う契約変更事務が大きな負担となっている。

【1】この要望にかかる背景について

(林業公社の経営状況)

林業公社の日本政策金融公庫資金の借入残高約54億円(利息8億円)のうち、高金利(2%以上)が約10億3千万円(利息3億2千万円)である(平均利息率1.6%、最高利率6.5%)。県は、公社の経営安定化のため、助成金や無利子貸付金等により支援していますが、金額が多額であり、一般財源の確保が厳しい状況となっています(県による無利子貸付実績:平成28年度249百万円、貸付残高223億円)。

そのような中、林業公社の平成29年3月末の分収林契約の進捗率は94.5%(期間延長・面積ベース)となっていますが、今後、権利関係が複雑化している造林地については、変更契約や登記が困難となることが予想されます。

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(日本政策金融公庫からの融資残)

日本政策金融公庫からの高金利(最高利率6.5%)の借入金が現在も多く残っており、その利息負担が経営を圧迫しています。「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、各年度の償還元金の90%を借入できる有利子資金ですが、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りる必要があることから、利用しづらいものとなっています。

さらに、「償還円滑化のための資金」の借入は、実質的な償還期限の延長となり、新たな金利負担が発生することとなります。

(分収林契約変更の円滑化対策)

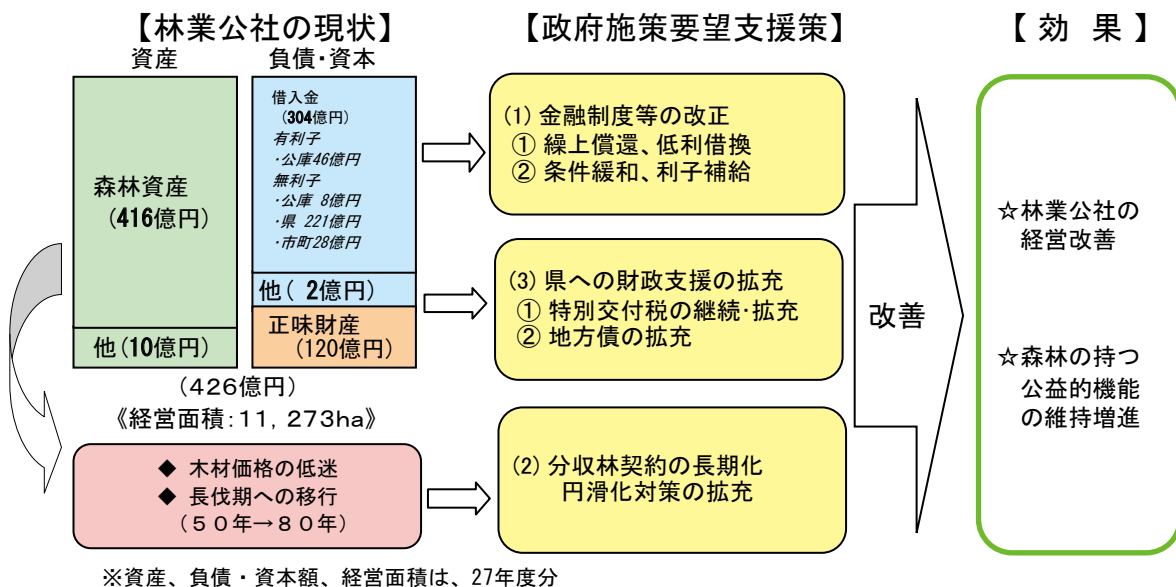
森林の公益的機能を重視した長伐期施業への移行を推進していますが、土地所有者について多数の相続人や消息不明者が存在するなどの場合、分収林契約の期間延長や登記等の手続きが非常に困難な状況となっています。

(森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援)

都道府県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、現在、算定された利息相当額の1/2が特別交付税で措置されており、今後も継続するとともに、措置率の引上げが必要となります。

また、平成21年12月に総務省から提示された「林業公社に係る転貸債の取り扱いについて」によると、本県の無利子貸付金は起債の対象とならないことから、起債要件の緩和が必要です。

○ 林業公社の現状と支援策



70 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

【提案・要望】

まちづくり事業の推進のため、予算の確保を要望する。

- 1 住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

- ・住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進
 - 住宅市街地総合整備事業について11地区の整備が行われ、斜面密集市街地における、公共施設の整備等により、防災性が高まり、利便性も高まることから、住環境が改善し、地区の定住促進が図られる。
長崎市（江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）
佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）
 - 市街地再開発事業について4地区の整備を推進しており、中心市街地の活性化が図られる。
長崎市（新大工町地区、浜町地区）
諫早市（栄町東西街区）（諫早駅東地区）
 - 土地区画整理事業について6地区の整備が行われ、道路等の公共施設の整備改善や宅地の利用促進が図られる。
- ・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進
 - 住宅の耐震化や高齢者対応を図ることにより、安全安心で良質な住環境が整備され、低額所得者の居住の安定確保が図られる。

【提案・要望の経緯】

<斜面市街地・低利用地の整備>

- ・住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進
本県の多くの地域では、斜面市街地が形成され、厳しい土地条件になっており、この斜面市街地には老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えている。
また、限られた平地部分には、無秩序な市街化が進展したり、老朽化した低層の商業施設等が密集しており、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての魅力が低迷しつつあるため整備が必要である。

<公営住宅ストックの改善>

- ・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進
本県の公営住宅は昭和40年代から50年代にかけて建設されたストックが多く、これらの住宅は経年劣化や現代の住生活ニーズに対応できておらず、良質な住環境とは言い難い状況にある。
低所得者層が安定した生活を営むためには、良質な住宅ストックへの更新及び改善を行い、良好な住環境を形成する必要がある。
このため、各事業主体において策定した公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅の役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めている。

【1】この要望にかかる背景について

- ・住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進
長崎市は、市街地面積の70%以上が斜面地で、道路が狭小なため、車両進入が困難な状況であり、緊急車両やサービス車両が進入できず、防災上や生活環境上の問題があります。
また、若年層の流出や高齢化が進行しており、空家が増加しています（長崎県空き家率15.4%は全国平均より1.9%高い。また、斜面地高齢化率28.5%は平坦地に比べ4%高く、人口減少も続いています）。
本県の市街地における、無秩序な小規模の宅地開発などにより、防災上、生活環境上の問題があります。
- ・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進
耐震基準を満たしていない公営住宅ストックの耐震化が急がれるとともに、長崎県総合計画チャレンジ2020において、公営住宅のバリアフリー化率目標を51%から56%へ引き上げることとしています。

住宅市街地総合整備事業
(水の浦地区:長崎市)



事業後



市街地再開発事業
(諫早駅東地区
イメージ:諫早市)



公営住宅住戸改善事業
(花高団地:佐世保市)

土地区画整理事業
(長崎駅周辺地区
イメージ:長崎市)

【2】この要望にかかる課題・問題点について

- ・住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進
斜面密集市街地では、公共施設が不足し、老朽建築物等が密集しているために、防災等の観点からも住環境の改善を行う必要があります。しかし、平地に比べ多額の費用を要し、継続的な財源確保が難しい状況にあります。
平坦地の市街地での整備を行うためには、短期間に多額の財源を確保する必要があるため、地方自治体単独での財源確保が困難な状況です。さらに、市街地再開発組合に対する融資については、地元銀行の融資が非常に厳しい状況にあり、公的機関の融資に依存せざるを得ない状況です。
- ・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進
公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の建替・改善による良質な住環境の整備を進めていますが、昭和40年代から50年代のストックが多く、地方自治体単独での財源では事業の執行が困難な状況にあります。

71 義務教育に係る教職員定数の改善と確実な財源保障について

【文部科学省】

【提案・要望】

義務教育に係る新たな教職員定数改善計画の速やかな策定を図るとともに、確実に必要な財源を確保すること

- (1) 学校が直面する様々な教育課題を解決し、きめ細かな指導による質の高い教育に長期的・安定的に取り組むため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること
- (2) 教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金と地方交付税による調整機能により財源を確保すること

【本県の展望（実現の効果）】

- (1) 近年、特別な支援を要する子どもが増え、市町から通級指導教室の開設希望が大幅に増加しており、今後もさらに増加する見込みである。
また、いじめや不登校など各学校が抱える個別の教育課題に対応するための加配定数は年度ごとに措置されているため、その課題解決に正規職員を配置することが難しく、臨時的任用職員を充てている状況である。
新たな教職員定数改善計画を策定し、その計画に基づく定数改善を着実に実行していくことで、正規職員を計画的に採用・配置し、複雑・多様化した教育課題に対して長期的・安定的に取り組むことができる。
- (2) 離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3割を占める本県においては、義務教育費国庫負担制度により、離島等に住んでいても、国が保障する一定の教育水準が保たれている。

【提案・要望の経緯】

＜教育環境の充実＞

教職員の安定的・計画的な採用等を行うために、平成29年4月に義務標準法が改正され、加配定数の一部が基礎定数化されている。しかしながら、教育を取り巻く環境は大きく変化し、教職員の対応すべき課題も複雑・多様化しており、さらなる教育環境の充実を図るため加配定数の拡充が必要である。

また、教職員定数改善計画について国は、平成13年度から5カ年の第7次教職員定数改善計画を最後に実現しておらず、学校が直面する様々な教育課題に対応するための加配定数も単年度分しか示されていない。

＜教育水準の確保＞

いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられており、国による義務教育費国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、都道府県の財政力格差により、教育水準にも格差が生じることとなる。

【1】この要望にかかる背景について

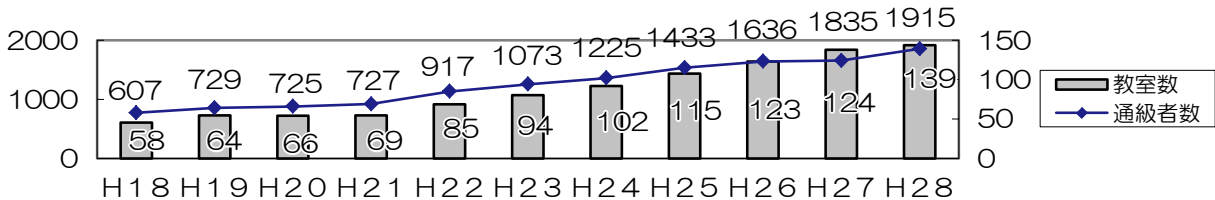
(通級指導教室数の増加等)

本県では、平成18年度と平成28年度を比較すると、通級者数は607名が1,915名に、通級指導教室も58教室から139教室に急増していますが、措置できる国からの加配がないため、市町からの開設要望の全てには対応できていません。今後、通級による指導を受ける児童生徒数はさらに増加する見込であり、通級指導の充実をはじめとした定数改善は必要不可欠です。

(財源の確保)

離島やへき地学校を多く有する本県においては、現在義務教育費国庫負担金及び地方交付税により、平成28年度の決算ベースで約91%の財源が確保されており、国が保障する一定の教育水準が保たれています。教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金とともに、地方交付税による調整機能により、引き続き国において確実な財源保障がなされることが必要です。

○本県の通級指導教室数及び通級による指導を受ける児童生徒数の推移



<国の定数改善(自然減)の推移>

単位：人

| 区分 | 定数改善(加配)① | 合理化等による増減 | | 加配定数(純増減)①+② | 定数改善(純増減)①+③ | (自然減) |
|------|-----------|-----------|-------|--------------|--------------|-------------|
| | | 基礎定数 | 加配定数② | | | |
| 25年度 | 1,400 | 0 | ▲600 | ▲600 | 800 | 800 ▲3,200 |
| 26年度 | 703 | ▲313 | ▲400 | ▲713 | 303 | ▲10 ▲3,800 |
| 27年度 | 900 | ▲600 | ▲400 | ▲1,000 | 500 | ▲100 ▲3,000 |
| 28年度 | 525 | ▲900 | 0 | ▲900 | 525 | ▲375 ▲3,100 |
| 29年度 | 395 | 473 | 0 | 473 | 395 | 868 ▲4,150 |

<基礎定数化に伴う定数改善の内訳>

平成29年度～38年度の10年間で、加配定数の約3割を基礎定数化(④は平成29年度に全体の約4分の1を基礎定数化)

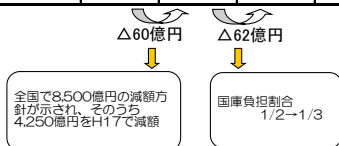
<平成29年度>

- ①通級による指導の充実 +602人
- 特別支援学級から通級指導への移行 ▲150人
- ②外国人児童生徒等指導の充実 +47人
- ③初任者研修体制の充実 +75人
- ④指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人 (児童生徒数の減少に伴う減)

○義務教育費国庫負担金決算額の推移(非常勤講師報酬分を含む)

(単位：百万円)

| 区分 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28当初 | H29当初 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 義務教育費 | 34,716 | 28,993 | 24,035 | 24,033 | 23,894 | 23,289 | 22,731 | 22,498 | 22,462 | 21,413 | 22,435 | 22,354 | 22,166 | 22,330 |
| 公立養護学校費 | 1,612 | 1,273 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 36,328 | 30,266 | 24,035 | 24,033 | 23,894 | 23,289 | 22,731 | 22,498 | 22,462 | 21,413 | 22,435 | 22,354 | 22,166 | 22,330 |



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(財政制度等審議会での財務省の見解について)

平成28年11月、当審議会において教職員定数に関する財務省の見解が示されたが、様々な課題が増加しているにもかかわらず、現在の教育環境の維持を前提として、機械的に教員数を削減しようとしています。

現在、各学校では教職員がチームとなって教育課題の解決に尽力しているところですが、これらの教育活動に必要な不可欠な教職員定数を削減することは、義務教育に対する国の責任を放棄するものであります。

72 教職員の人事権に係る現行制度の堅持について

【文部科学省】

【提案・要望】

離島やへき地の多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持すること

【本県の展望（実現の効果）】

現行のとおり、県教育委員会が教職員人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等が図られる。

現行制度が堅持されることは、本県が目指す人材育成にとって、大きな後ろ盾となる。

【提案・要望の経緯】

<人事権移譲>

政令指定都市以外の市町村への人事権移譲については、平成25年12月13日付けの中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で、「県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされている。

また、平成27年1月30日の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、「広域での人事調整の仕組みにも配慮したうえで、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する」とされている。更に、中核市等が人事権の移譲に関し、都道府県と協議の場を設けようとする場合には必要な支援を行うとされている。

しかしながら、離島地域や過疎地域が多い本県では、現行法下において昭和52年度から広域交流人事を実施し、全県的にバランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきた。これにより、学力面や教諭の年齢のばらつき等、本土部と離島部の教育格差を生むこともなく、県内全ての学校で安定した教育活動が実施できていることを勘案し、現行制度の堅持を要望するものである。

【1】この要望にかかる背景について

長崎県においては、昭和52年から広域交流人事を行っており、これにより本土部と離島部の教育格差は、以下の①～⑤のとおりほとんど見られません。

- ① 平成28年度長崎県学力調査において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成28年4月19日実施)

| | 小国語 | 小算数 | 中国語 | 中数学 |
|-----|------|------|------|------|
| 本土部 | 50.4 | 57.0 | 62.9 | 50.8 |
| 離島部 | 54.6 | 58.4 | 65.5 | 50.9 |

- ② 平成28年度全国学力・学習状況調査A問題において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成28年4月19日実施)

| | 小国語 | 小算数 | 中国語 | 中数学 |
|-----|------|------|------|------|
| 本土部 | 72.3 | 77.9 | 75.0 | 60.8 |
| 離島部 | 73.2 | 79.0 | 74.3 | 58.5 |

- ③ 平成28年度全国学力・学習状況調査B問題において、本土部と離島部の正答率の結果は以下のとおりです。
(平成28年4月19日実施)

| | 小国語 | 小算数 | 中国語 | 中数学 |
|-----|------|------|------|------|
| 本土部 | 57.0 | 46.9 | 66.2 | 41.6 |
| 離島部 | 56.1 | 46.8 | 63.6 | 39.2 |

- ④ 広域交流人事開始当時と最近の高校等進学率を本土部と離島部で比較すると、以下のとおりです。

| | 昭和52年度 | 平成28年度 |
|-----|--------|--------|
| 本土部 | 約92% | 約99.1% |
| 離島部 | 約85% | 約99.2% |

- ⑤ 広域交流人事により、本土部と離島部の教諭の平均年齢を比較すると以下のとおりです。

| | 小学校 | 中学校 |
|-----|-------|-------|
| 本土部 | 47.2歳 | 45.6歳 |
| 離島部 | 44.8歳 | 42.7歳 |

H28.3.31現在の年齢

【2】この要望にかかる課題・問題点について

○中核市などの大規模市においては、都市指向から応募者が集中し、教育水準の地域間格差の発生が懸念されます。

○児童生徒の減少により、教職員の定数が減り、大規模市以外の市町では年齢や教科などバランスのとれた人材確保が困難となるなど人事異動が硬直化し、学校運営に支障をきたします。

73 公立学校施設の整備に係る財源の確保について

【文部科学省】

【提案・要望】

公立学校の施設整備に係る学校施設環境改善交付金事業について、設置者の整備計画どおりに事業を進めることができるよう、当初予算において十分な財源を確保すること

- (1) 公立学校施設の整備に係る必要な財源を当初予算で確保すること
- (2) 実情に即した補助単価の引上げを図ること

【本県の展望（実現の効果）】

学校施設の整備に必要な財源を当初予算で確保することにより、老朽化対策や耐震化事業、防災機能強化事業のほか、多様な学習内容・学習形態に対応した大規模改造事業など、教育環境の改善を図る各種事業について、設置者の整備計画どおりに取り組むことができるとともに、将来を担う子どもたちへの安全・安心で快適な教育環境の提供や災害時における避難所としての利用が可能となる。

また、補助単価を引上げることで、事業を実施する地方公共団体の財政負担の軽減が図られる。

【提案・要望の経緯】

<学校施設の老朽化>

公立小中学校の施設整備については、耐震対策を最優先に取り組んできた結果、老朽化対策は先送りされ、建築後25年以上経過した建物が全体の8割を占めるなど、学校施設の老朽化への対応が急務となっている。

<避難所としての役割>

学校施設は、災害発生時には避難所としての役割も果たす極めて重要な施設であるため、構造体や非構造部材の耐震対策を進め、防災機能を強化していく必要がある。

<快適で特色ある教育環境の整備>

少人数学級の導入や特別な支援が必要な児童生徒の増加等による教育内容の多様化、さらにトイレ改修や空調設備の設置など、安全・安心であることに加え、快適で特色ある教育環境の整備が求められている。

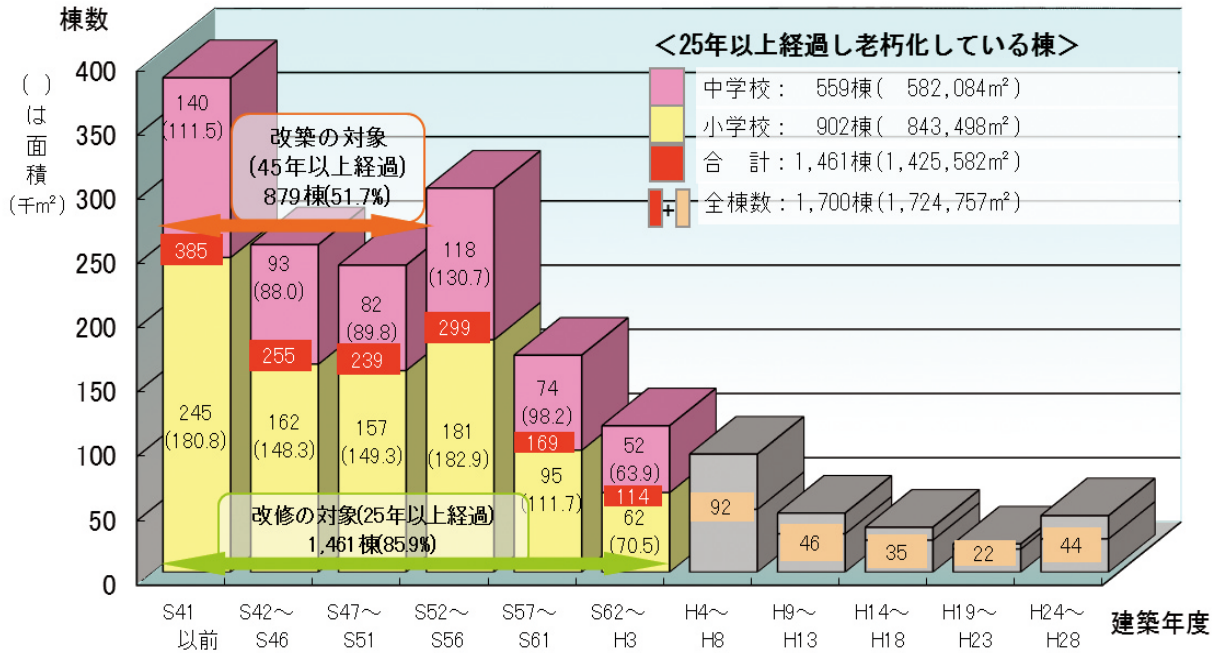
<国による財源の確保について>

地方公共団体の財政状況は厳しく、施設整備に必要な予算の確保が困難な現状において、老朽化対策や耐震対策、防災機能の強化、教育環境の質的向上等を図るための施設整備を着実に進めるためには、国の財政支援が必要不可欠である。

公立小中学校の施設整備にあたっては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律のほか、学校施設環境改善交付金交付要綱等により交付対象事業に要する経費を国が算定割合に応じて負担又は交付することとなっているが、当初予算による採択がなされない場合、学校施設の整備計画に著しい支障が生じる。

また、補助単価についても、依然として実勢単価に乖離が生じ、事業を実施する地方公共団体の負担が増大している。

公立小中学校の経年別保有棟(面積)数 (H28.5.1現在で200㎡以上の校舎)



事業規模と予算額

(億円)

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|------------------|---------|---------|-------|---------|
| 予算額 (A) | 2,777 | 2,457 | 1,097 | 2,097 |
| 当初予算 | (1,271) | (2,049) | (709) | (690) |
| 前年度補正予算 | (1,506) | (408) | (388) | (1,407) |
| 地方自治体の事業計画額 (B) | 2,801 | 3,450 | 2,089 | 1,787 |
| 予算額との差 (A) - (B) | △ 24 | △ 993 | △ 992 | 310 |

※事業計画額 (B) は地方の整備計画に基づく国の概算要求額

本県の建築単価の推移

(円/㎡)

| 事業区分 | 建物区分 | 構造 | H26 | | H27 | | H28 | | H29 | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | | 建築単価 | 前年比 | 建築単価 | 前年比 | 建築単価 | 前年比 | 建築単価 | 前年比 |
| 小中学校 幼稚園 | 校舎 | R・W | 152,000 | +13,200 | 154,300 | +2,300 | 162,800 | +8,500 | 165,900 | +3,100 |
| | | S | 135,000 | +11,600 | 141,300 | +6,300 | 147,400 | +6,100 | 150,300 | +2,900 |

校舎(R造)改築の実例 (円/㎡)

| | |
|--------------|----------|
| 補助単価 (A) | 158,200 |
| 実施単価 (B) | 230,771 |
| 差額 (A) - (B) | △ 72,571 |

74 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 国庫補助制度の充実並びに早期の教職員定数化について

【文部科学省】

【提案・要望】

深刻化・複雑化している児童生徒の問題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度を充実させつつ、早急に定数化を行うこと

- (1) 現行制度に係る補助率を従来の1/2に戻すとともに、早急に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを教職員定数として算定し、全ての校種において国庫負担の対象とすること
- (2) 教職員定数化する際には、地域の実情等に合わせた弾力的な人員の配置等ができるようにすること

【本県の展望（実現の効果）】

本県では、従来からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図っているが、現行制度に係る財政支援が拡充されることで補助率が引き上げられれば、配置拡充が更に進み、児童生徒等の不安や悩みの軽減、不登校・いじめ・暴力行為などの問題行動等の解消のために継続して取り組むことができる。

また、教職員定数化された場合、従来どおりに人員の配置等を本県独自に行うことができるようにすることで、県内の様々な地域の実情に応じたスクールカウンセラー等の効果的な活用ができる。

【提案・要望の経緯】

<国庫補助予算額の確保と制度拡充>

本県では、学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を行ってきたものの、国庫補助率が引き下げられたことに加えて、国庫補助金の必要額が措置されない状況もあった。配置方法の工夫等により配置校数は増加しているものの、希望する全ての学校に配置できない状況である。

そこで、国庫補助金の補助率を1/2に戻すとともに必要な予算額を確保していただき、本県におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの更なる配置拡充を図りたい。

また、平成27年に中央教育審議会により、「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策の一つとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明記するとともに、将来的には教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討するよう答申されたところである。答申に則った措置を早急に行うべきであると考えている。

国において、本事業における必要な制度の拡充及び改革が行われることで、本県の教育相談体制の更なる充実を図ることができる。

【1】この要望にかかる背景について

(国庫補助額の減額)

「スクールカウンセラー等活用事業」においては、平成20年度に国庫補助率が1/2から1/3に引き下げられております。

さらに、平成26、27年度は、必要額に見合う国庫補助金が措置されない状況でありました。平成28年度以降は、ほぼ必要額が措置されておりますが、引き続き国において、必要額を措置してもらう必要があります。

(配置の状況)

本県では、国庫補助額の減額に対しては、報酬単価や配置時間数の減など、配置方法の工夫で、配置数を増加しておりますが、希望する学校や市町はそれ以上に増加しており、また、スクールカウンセラーの高等学校への配置は10%という制限もあることから、配置できない学校等が増えています。

1 予算について

【平成29年度】

(1) スクールカウンセラー等活用事業 (1/3補助)

交付決定額 213,945,000円 (当初計画どおりの額で交付決定)

※平成28年度は当初計画の100% (210,567,000円) で交付決定

※平成27年度は当初計画の92% (186,036,000円) で交付決定

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業 (1/3補助)

交付決定額 57,963,000円 (当初計画の98%で交付決定)

※平成28年度は当初計画の100% (56,829,000円) で交付決定

※平成27年度は当初計画の85% (44,091,000円) で交付決定

2 報酬単価について (平成29年度)

○SC 1時間 5,000円 (H20年度まで5,500円)

○準SC 1時間 3,000円 (H20年度まで3,500円)

○SSW 1時間 3,000円 (H23年度まで3,500円)

3 配置状況について

(1) スクールカウンセラー等活用事業

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| ①配置 | 201校 | 215校 | 270校 |
| ②配置希望 | 273校 | 287校 | 300校 |
| 差(①-②) | △72校 | △72校 | △30校 |

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|----------|----------|
| ①配置 | 21市町 | 28市町・校 | 29市町・校 |
| ②配置希望 | 21市町 | 56市町・校 | 57市町・校 |
| 差(①-②) | △0市町 | △28(市町)校 | △28(市町)校 |

4 学校数及び臨床心理士数

(1) 学校数 (平成29年度)

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 計 |
|-----|------|------|------|--------|------|
| 学校数 | 332校 | 174校 | 56校 | 17校 | 579校 |

(2) 臨床心理士数 (平成28年度)

| | 長崎県 | 全国総計 |
|--------|------|---------|
| 臨床心理士数 | 244名 | 29,363名 |

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(学校等への配置及びカウンセリング等の確保)

必要とする全ての学校や市町にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置できないこと、また、必要な予算が措置されない場合、配置校等における年間の活用総時間数が減じられることから、必要とされるカウンセリング等が十分確保できない状況になります。

(新たな人材の確保)

必要な予算額が措置されず、報酬額や配置時間の減により対応せざるを得なかった場合、スクールカウンセラー等の労働条件の低下から優秀な人材が他の機関(病院等)や他県へ流出するとともに、教職員定数化の際に新たな人材の確保が困難になります。

75 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

- 1 インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実にを図るため、学校教育法等に「特別支援教育支援員」及び「看護師」を明確に位置付け、必要な財源措置を行うこと
 - (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置
 - (2) 特別支援学校における、障害の重度・重複化により医療的ケアが必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保のための「看護師」の配置
- 2 障害のある幼児児童生徒の通学環境改善のため、特別支援学校のスクールバス運行に係る経費について、国による財政支援措置を講じること

【本県の展望（実現の効果）】

学校教育法等に明確に位置付けることで「特別支援教育支援員」や「看護師」の配置が促進され、離島やへき地の学校も含めて県内どこに住んでいても、障害のある児童生徒に必要な手厚くきめ細やかな特別支援教育が受けられるようになる。

また、通学手段の確保により、障害のある児童生徒の通学環境が改善され、特別支援学校の専門的な教育を受ける機会の充実が図られる。

【提案・要望の経緯】

＜インクルーシブ教育システムの構築＞

平成26年1月に、我が国が「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことにより、障害のある人もない人も共に学ぶ仕組みを目指す「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、障害のある子どもが教育制度一般から排除されないようにすることが教育行政の責務となり、障害に応じた合理的配慮を提供することは全ての公立学校において法的義務となった。

＜特別支援教育の充実に必要な職員の配置＞

近年、長崎県においては、特別支援学校や特別支援学級等で学ぶ児童生徒や発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加しており、一人一人の障害に応じた適切な指導・支援や合理的配慮の提供を行うために、必要な職員の配置を促進することが喫緊の課題となっている。

＜特別支援学校における通学環境の整備＞

特別支援学校においては、児童生徒の障害が重度・重複化の傾向にある中、自宅から通学させたいという保護者の意向が強いことや、保護者の送迎負担が大きいことから、スクールバス運行の充実に図り、通学環境を整備する必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

○児童生徒の状況

近年、発達障害を含む教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、幼稚園等、小・中・高等学校の通常学級にも多く在籍しています。

また、特別支援学校においても、障害の重度・重複化により、全国的に医療的ケアが必要な児童生徒が多く在籍している状況です。

○通学手段の確保

スクールバスは、障害のある幼児児童生徒の通学環境の改善を図るうえで、大変有効な手段であることは明らかです。

○特別支援教育支援員配置状況

【市町立幼・小・中学校、県立高等学校】

| 区分 | 配置校(園)数 | | | | | 配置人数 | | | | |
|-----|---------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|------|-----|
| | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 計 | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 計 |
| H26 | 22 | 272 | 112 | 3 | 409 | 35 | 360 | 138 | 3 | 536 |
| H27 | 22 | 268 | 117 | 5 | 412 | 39 | 369 | 144 | 5 | 557 |
| H28 | 21 | 272 | 113 | 5 | 411 | 44 | 406 | 142 | 5 | 597 |

○特別支援学校における看護師の配置状況

| 区分 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 看護師配置人数 | 9 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 医療的ケアを受けている児童生徒数 | 73 | 80 | 74 | 79 | 99 | 94 |

※長崎県では、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、平成16年度から「障害のある子どもの医療サポート事業」を実施し、県立特別支援学校に看護師を配置している。

○スクールバス運行学校数及び予算額

| 学校数 | スクールバス | |
|----------------------|-----------|-----------------|
| | 運行 | 運行なし |
| 23校(分校4校、分教室6室含む) | 本校7校、分校1校 | 本校6校、分校3校、分教室6室 |
| H29年度スクールバス運行予算額(千円) | 108,424 | |

【2】この要望にかかる課題・問題点について

○特別支援教育支援員

国においては、障害のある幼児児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われていますが、県市町の厳しい財政状況等から、幼児児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況です。

○看護師

本県においては、医療的ケアの内容が重度化・重複化している児童生徒が増加しており、学校現場において、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のための看護師配置の拡充が求められています。現在の国の補助金(補助率1/3)だけでは対応できず、県の財政負担が大きくなっています。

○スクールバス

スクールバスの運行については、都道府県の単独財源であり、近年の貸切バス運賃の新たな料金制度への移行に伴い、ますます大きな財政負担となっています。

76 ICT教育環境の整備について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」に基づき、平成29年度まで交付税措置が講じられるが、各自治体でICT教育環境の整備を推進するため、引き続き、ICT教育環境の整備に必要となる経費について財政支援を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

ICT教育環境の整備を進めることにより、これからの社会を生き抜く子供たちに、情報活用能力を各学校段階における教育課程全体を通じて体系的に育むことや、「アクティブ・ラーニング」の視点により授業改善を進め、「主体的・対話的で深い学び」を実現することができる。

また、国において導入が進められようとしているデジタル教科書等の整備において、財政的負担が軽減されることにより、ICT教育環境の整備が更に促進される。

【提案・要望の経緯】

< ICT機器の整備状況 >

本県では、国の第2期教育振興基本計画で示されている水準を目標にICT機器の整備を実施しているところであるが、教育用PC1台当たりの児童・生徒数（4.4人）や普通教室の電子黒板整備率（27.7%）など、全国平均は上回っているものの、国の目標水準には達していない状況である。

このような状況の中、本県の公立学校においては、普通教室の電子黒板整備率100%を目指しており、特に県立学校では、平成31年度までに整備をしていく計画である。

< ICT機器整備のための国による財政措置 >

第2期教育振興基本計画にかかる整備に加え、今後は、デジタル教科書の整備の本格化が見込まれることや、国の第3期教育振興基本計画に向けてICT環境整備目標の再整理がなされ、新たな機器整備が盛り込まれる見通しであり、ICT教育環境の整備を進めていくためには、引き続き国による財政措置が必要である。

教員のICT活用指導力の状況

| 県別 | 項目 | 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力 | 授業中にICTを活用して指導する能力 | 生徒のICT活用を指導する能力 | 情報モラルなどを指導する能力 | 校務にICTを活用する能力 |
|------|----|----------------------------|--------------------|-----------------|----------------|---------------|
| 長崎県 | | 84.1% | 73.6% | 66.5% | 77.0% | 78.7% |
| 全国平均 | | 83.2% | 73.5% | 66.2% | 78.9% | 79.4% |

※「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(H27年度)」【文部科学省調査】

学校における主なICT環境の整備状況

| 県別 | 項目 | 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 | 普通教室の無線LAN整備率 | 超高速インターネット接続率(30Mbps以上) | 普通教室における電子黒板整備率 | 教員の校務用コンピュータ整備率 |
|------|----|----------------------|---------------|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 長崎県 | | 4.4人/台 | 33.0% | 85.0% | 27.7% | 132.9% |
| 全国平均 | | 6.2人/台 | 26.1% | 84.2% | 21.9% | 116.1% |
| 目標水準 | | 3.6人/台 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

※「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(H27年度)」【文部科学省調査】

第3期教育振興基本計画に向けた具体的なICT環境整備目標（検討事項）

○教員が必要なときに、児童生徒一人一台分の教育用コンピュータ環境で授業が行えるようにするための教育用コンピュータの整備の在り方について

○大型提示装置やネットワーク環境（学習系システム含む）の在り方、今後の校務の情報化も見据えた校務用コンピュータの在り方等について（次期学習指導要領に向けた中央教育審議会における議論や学習現場の現状等も踏まえながらさらに検討を深めていく）

※上記検討に当たっては、教育振興基本計画において整備目標を定めるのみならず、「教育ICT教材整備指針(仮)」を策定することにより、国としての学校におけるICT環境の整備の考え方を明確に示し、地方公共団体のICT環境整備計画の策定及び計画的なICT環境整備を促進する。

※「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ【文部科学省（H28.7.28）】

77 重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存と活用について

【文部科学省】

【提案・要望】

重要文化財「対馬宗家関係資料」は近世日韓交流史を記録した我が国唯一の資料群であり、その保存と活用を通して日韓友好交流の発展に寄与することが期待されることから、以下について、財政的・技術的支援を充実すること

- (1) 「対馬宗家関係資料」の修復を促進するため、国の補助金の嵩上げ等の財政的支援を充実すること
- (2) 現在、県と対馬市が整備を進めている新博物館における重要文化財の展示・収蔵環境や資料修復のあり方について技術的支援を行うこと

【本県の展望（実現の効果）】

いにしえより朝鮮との外交・貿易を担ってきた対馬藩の藩政記録である「対馬宗家関係資料」は、近世日韓交流史を記録した我が国唯一の貴重かつ膨大な量の資料群であり、その重要性から、国民共通の財産として、重要文化財に指定されている。

現在、日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」や、ユネスコ世界記憶遺産登録を目指す「朝鮮通信使」の取組が進む中、「対馬宗家関係資料」は、今後ますます重要度を増し、これまで以上に、日韓の研究者等の注目を集め、また、調査・研究が進むことにより、日韓交流の歴史的事実の新たな発見等も期待されるとともに日韓共同の調査・研究を通して、日韓のさらなる友好交流にも寄与することができる。

さらに、資料の展示・収蔵機能を強化し、適切な保存・活用を図ることにより、調査・研究が促進されるとともに、交流人口の拡大や地域の活性化につながる。

【提案・要望の経緯】

「対馬宗家関係資料」については、対馬宗家が担った近世の日朝外交及び貿易の実態を記す質・量ともに我が国唯一の資料群であり、国内外の研究者等から注目を集めている。

そのうち、約5万2千点の資料が「対馬宗家関係資料」として重要文化財に指定され、平成27年度から国の補助事業により修復を行っているが、資料が膨大であり、県の厳しい財政状況では修復が進まない現状にある。

修復が遅れるほど資料の劣化も進み、修復経費がさらに嵩むことが見込まれ、修復を促進するためには、国の補助率の嵩上げ等の財政的支援が必要である。

また、資料の適切な保存・活用を図るためには、現在、県・市が整備を進めている新博物館の適切な展示・収蔵環境の整備や資料修復のあり方についての学術的・専門的な助言等が重要であり、国の技術的支援が必要である。

【1】この要望にかかる背景について

（「対馬宗家関係資料」修復の特異性）

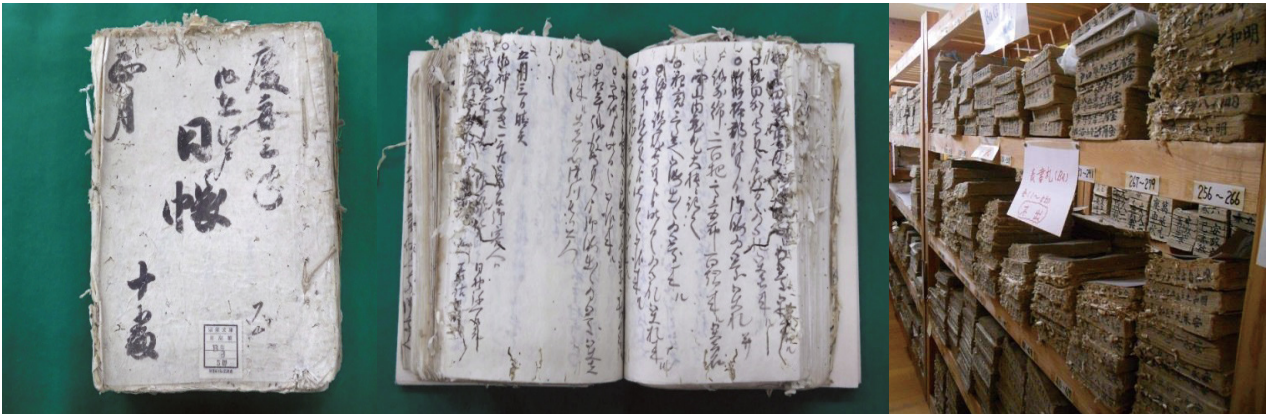
「対馬宗家関係資料」は約5万2千点が重要文化財に指定されており、紙資料の損傷度に応じて、業者委託による修復と、県職員によるメンテナンス作業（簡易補修）を行っています。本件のように、日記類、絵図類、典籍類、印章、衣裳等多岐にわたる種別で、かつ、膨大な資料群の修復事業は他に類例がありません。

（新博物館の建設計画）

新博物館においては、「韓国との交流の歴史」を展示テーマとして挙げており、「対馬宗家関係資料」は、対馬独自の歴史資料であるとともに、展示の主要資料となる予定です。

（日本遺産とユネスコ記憶遺産の取組）

「国境の島～壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」が平成27年度に日本遺産に登録され、さらに、「朝鮮通信使」について平成29年度のユネスコ世界記憶遺産登録を目指して取組が進められており、その構成する資料に「対馬宗家関係資料」が含まれています。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

（「対馬宗家関係資料」の修復に係る経費負担の増加）

対馬宗家関係資料の総数は12万点を超え、現在では国内外7か所の施設に分散收藏されており、対馬には8万5千点ほどの資料が現存し、約5万2千点が重要文化財に指定されています。

平成24年9月に指定された約1万7千点のうち、約1,600点については、専門的な修復が必要であり、平成27年9月に追加指定された約3万5千点を含めると、修復を要する資料の総数は、さらに増加すると見込まれています。

専門的な修復を必要とする資料については、平成27年度から国の補助事業により修復を行っているところですが、現在の補助率の下では、修復を促進することが困難な状況です。

また、修復が遅れるほど資料の劣化も進み、全体の修復経費の増加が見込まれますので、早期の修復は急務であり、国の補助率の嵩上げ等により修復を促進したいと考えています。

（新博物館整備に係る技術的支援）

現在、県と対馬市は「市立対馬博物館（仮称）」及び「県立対馬歴史研究センター（仮称）」の一体的整備を進めています。

両館における重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存・活用のためには、適切な展示・收藏環境の整備や資料修復のあり方についての学術的・専門的な国の適切な助言等が必要です。

78 県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について

【警察庁】

【提案・要望】

多くの離島を有する本県において、高齢化、国際化等の動きが進展する中、各種課題に的確に対応し、県民の安全・安心を確保するため、地方警察官増員を要望する。

- 1 総合的な高齢社会対策を推進するための体制を強化すること
- 2 水際対策及び外国人に係る各種警察事象に対処するための体制を強化すること
- 3 サイバー空間の脅威に対処するための体制を強化すること
- 4 人身安全関連事案に対処するための体制を強化すること
- 5 特殊詐欺事件に対処するための体制を強化すること

【本県の展望（実現の効果）】

本県は、朝鮮半島・中国大陸と一衣帯水の関係にあるとともに、多くの国境離島及び北海道に次ぐ長さの海岸線を有するという地理的特性を持つことから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えた我が国にとって、本県の水際対策は極めて重要である。

また、ストーカー・DV事案や高齢者の被害が多い特殊詐欺等に的確に対応し、サイバー犯罪・サイバー攻撃など県の枠を越えて対処する課題への対処能力を向上させることで、本県及び全国における安全・安心の向上に資する。

【提案・要望の経緯】

＜厳しい治安情勢＞

最近の治安情勢は、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、ストーカー・DV事案が高止まり傾向にあり、特殊詐欺の被害者や交通死亡事故の死者数に占める高齢者の割合が上昇するとともに、サイバー空間や国際テロの脅威が高まるなど、依然として厳しい情勢にある。

＜外国人観光客の増加＞

これに加えて、本県は朝鮮半島や中国大陸と一衣帯水の関係にあるとともに、世界文化遺産の構成資産など国際的にメッセージ性が高い観光資源が多いという背景もあることから、近年、外国人観光客が増加しており、徹底した水際対策を行う必要がある。また、安全・安心を実感できる治安を維持することは、国内外の観光客を誘致する上でも極めて重要である。

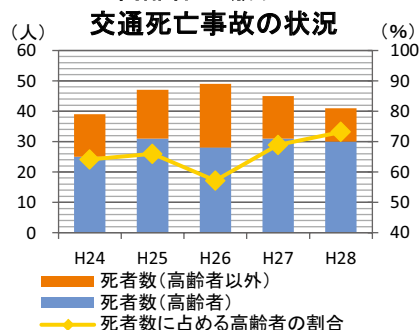
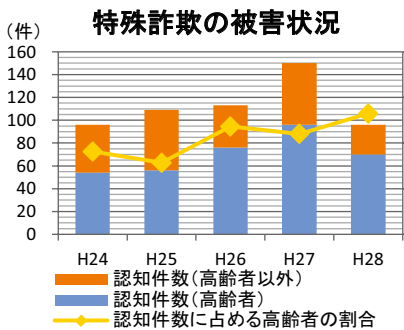
＜体制強化の必要性＞

これらの情勢を踏まえ、徹底した合理化・再配置の取組を行ってもなお既存の人員で対処し難い緊急の課題に的確に対応するため、地方警察官の増員により体制を強化する必要がある。

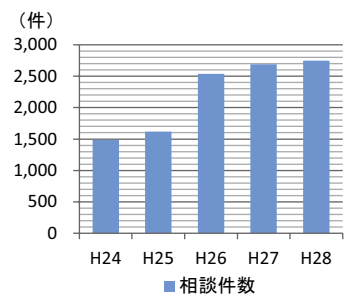
【1】この要望にかかる背景について

- 1 本県は、全国平均よりも高齢化率が高く、今後、更なる高齢化が見込まれる中、特殊詐欺被害者や交通事故死者における高齢者割合の上昇、災害時要援護者に該当する高齢者の増加など、高齢者を巡る情勢は従来以上に複雑・多様化の様相を呈しており、高齢者の各種被害防止や交通事故抑止が喫緊の課題となっています。
- 2 本県では、クルーズ客船の誘致、対馬を訪れる韓国人の増加等により外国人観光客が急増していることや、多くの国境離島や長い海岸線を有していることに伴い、外国人に係る各種事案や観光資源等のソフトターゲット等に対するテロの発生も懸念されるところです。
- 3 サイバー空間が国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する一方で、サイバー空間で提供されるサービス等を悪用した犯罪や攻撃に遭うリスクが高くなっています。
- 4 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身安全関連事案は近年増加傾向にあり、事態が急展開して重大事件に発展した事例も発生しています。
- 5 特殊詐欺の情勢は、認知件数や被害総額は前年に比べて減少しているものの、予兆電話は依然として多く、手口が巧妙化し、被害者に占める高齢者の割合が上昇するなど予断を許しません。

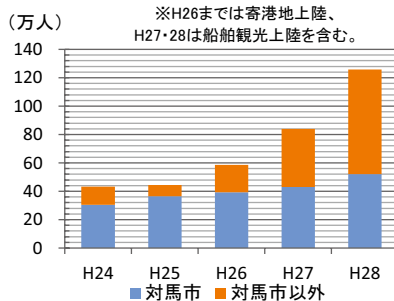
高齢者を巡る治安状況 ※高齢者:65歳以上



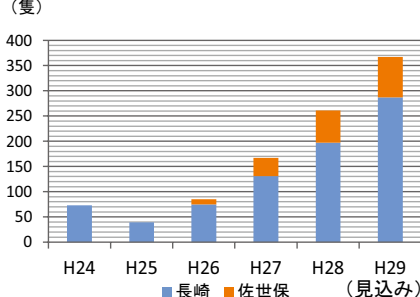
サイバー相談の状況



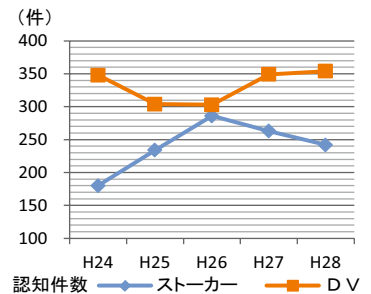
外国人出入国状況



クルーズ客船の寄港状況



ストーカー・DVIに関する状況



【2】この要望にかかる課題・問題点について

- 1 高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりに向けた総合的な高齢社会対策を推進していくため、高齢者の実態把握活動、各種犯罪及び事故の被害防止活動、各種犯罪の検挙活動等を推進するとともに、関係機関・団体、事業者及び地域住民との連携・協働を強化し、官民一体となった取組を強力に推進していくための体制の強化が必要です。
- 2 沿岸警戒や海空港における警戒などの水際対策は、テロの未然防止等のために重要であり、関係機関と連携するとともに民間団体や地域住民の協力を得ながら官民一体となって実施しているところ、外国人出入国者の増加に伴い、更なる徹底・強化を図るための体制の強化が必要です。
- 3 サイバー空間を利用した犯罪に関する相談は増加傾向にあり、また、大規模なサイバー攻撃の発生が懸念される状況であるところ、これらサイバー空間の脅威に的確に対処するための体制の強化が必要です。
- 4 端緒の把握や事案の処理、被害者等の安全確保など人身安全関連事案に関する警察活動は多様化しており、認知した段階から事態に応じて、常に確実に対応するための体制の強化が必要です。
- 5 特殊詐欺には様々な手口があることから、未然防止のため関係機関・団体等と連携して広報啓発活動を推進する一方で、「受け子」等の検挙を端緒とした突き上げ捜査により犯行グループを壊滅に追い込んで被害に歯止めをかけるための体制の強化が必要です。